

令和元年度 保健所年報

(平成 30 年度実績)



鈴鹿庁舎



保健所棟

三重県鈴鹿保健所

〒513-0809

鈴鹿市西条 5 丁目 117 番地 三重県鈴鹿庁舎内

TEL 059-382-8671 (代表) FAX 059-382-7958

<http://www.pref.mie.lg.jp/ZHOKEN/HP/>

目 次

I 管内概況

(1) 地勢及び管内略図	3
(2) 鈴鹿保健所の位置	4
(3) 健康診断・相談等日程(定期)	4
(4) 鈴鹿保健所組織及び所掌事務（令和元年度当初体制）	5
(5) 人口静態	6
(6) 人口動態	7

II 「みえ県民カビジョン 第二次行動計画」における事業実績

第1節 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

112 防災・減災対策を進める体制づくり

11204 災害医療体制の整備

1 災害拠点病院、災害医療支援病院、災害拠点薬局	16
2 災害医療体制強化推進事業	17

121 地域医療提供体制の確保

12102 医療分野の人材確保

1 保健師配置状況	18
2 看護学生等の実習指導	18
3 医師臨床研修受入れ状況	18

12103 救急医療等の確保

1 地域救急医療対策事業	19
2 救急告示病院	20

12104 医療安全体制の確保

1 医務	20
2 医療監視状況	21

122 介護の基盤整備と人材の育成・確保

12201 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上

1 介護保険制度	21
----------	----

124 こころと身体健康対策の推進

12401 健康づくり・生活習慣病予防活動の推進

1 健康づくり総合推進事業	22
2 健康食育推進事業	23
3 栄養施行事務事業	24

12403 こころの健康づくりの推進

1 自殺対策事業	25
----------	----

12404 難病対策の推進

1 骨髄バンク事業	27
2 臓器移植啓発事業	27
3 難病対策事業	28
4 難病在宅ケア事業	35

131 障がい者の自立と共生

13101 障がい者の地域移行の推進と福祉サービスの充実

1 指定障害福祉サービス事業所等設置数	37
2 障害児通所支援事業所及び入所支援事業所等設置数	38

13105 精神障がい者の保健医療の確保

1 精神障がい者保健福祉相談指導事業	38
2 精神保健医療対策	41

132	支え合いの福祉社会づくり	
13203	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	
	1 三重おもいやり駐車場利用証制度	41
13206	戦没者遺族等の支援	
	1 原子爆弾被爆者対策事業	42
144	薬物乱用防止と動物愛護の推進等	
14401	薬物乱用防止対策の推進	
	1 不正けし等の発見、除去	43
	2 薬物乱用防止対策	43
	3 麻薬等関係施設等	44
14402	人と動物との共生環境づくり	
	1 狂犬病予防	45
	2 特定動物の飼養状況	45
	3 犬・猫の飼育に関する苦情受付件数	45
	4 動物愛護の絵・ポスター展	45
	5 動物取扱業の登録状況	46
14403	医薬品等の安全な製造・供給の確保	
	1 薬事	46
	2 献血推進	47
14404	生活衛生営業の衛生確保	
	1 生活衛生	48
145	食の安全・安心の確保	
14501	食の安全・安心の確保	
	1 食品衛生	48
146	感染症の予防と拡大防止対策の推進	
14601	感染予防のための普及啓発の推進	
	1 感染症発生動向調査事業	52
	2 1類～3類感染症の発生及び行政検査の状況	52
14603	感染症対策のための相談・検査の推進	
	1 エイズ及び特定感染症対策	53
	2 ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業	54
	3 結核対策	54
第2節「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～		
232	結婚・妊娠・出産の支援	
23202	不妊に悩む家族への支援	
	1 特定不妊治療費助成事業	60
23203	切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実	
	1 健やか親子支援事業	60
	2 小児慢性特定疾病医療費助成事業	60
	3 母体保護事業	61
Ⅲ 職員力・組織力の向上に向けて		
	1 鈴鹿保健所組織力向上委員会の開催	62
	(参考)「みえ県民カビジョン 第二次行動計画」の政策体系一覧	63
	沿革	65
	付録(関係法令の制定・改正の流れ)	67

I 管内概況

(1) 地勢及び管内略図

当管内は、鈴鹿市・亀山市の2市で構成され、三重県の北中部（名古屋から約 50 km、大阪から約 100 km）に位置し、総面積は 385.5k m² で、県土の約 7%にあたります。西側を鈴鹿山脈、東側を伊勢湾に囲まれ、地域の中央部を流れる鈴鹿川とその支流によって自然が織りなす美しい景観と環境に恵まれています。

東海道や伊勢街道の宿場町が置かれた街道筋は国道 1 号線や 23 号線となり幹線道路を形成するとともに、東名阪自動車道や新名神高速道路などの高規格道路が整備されています。また、海岸線沿いを近鉄名古屋線と伊勢鉄道線が縦断し、管内中央部を関西本線が横断するなど鉄道網も充実しており、交通至便の地域となっています。

こうした環境のもと、丘陵地では茶・花木等の畑作が行われるとともに、諸河川の流域には水田地帯が広がり、海岸ではのりが養殖され、アナゴやコウナゴが水揚げされるなど一次産業が盛んです。一方では、自動車、電機、非鉄金属、液晶等の内陸型の大規模製造工場とその関連産業の集積が進んでおり、県内トップクラスの製品出荷額を誇っています。

活気に満ち、バランスの良い産業構造をもつ地域、それが鈴鹿保健所の管内です。



(2) 鈴鹿保健所の位置

ア 位置図



イ 詳細位置図



ウ 交通

- 近鉄：鈴鹿線「三日市駅」から 徒歩約 15 分
- 自動車：◇伊勢自動車道「鈴鹿 I C」から 約 30 分
- ◇国道 23 号線「柳ランプ」から 約 5 分

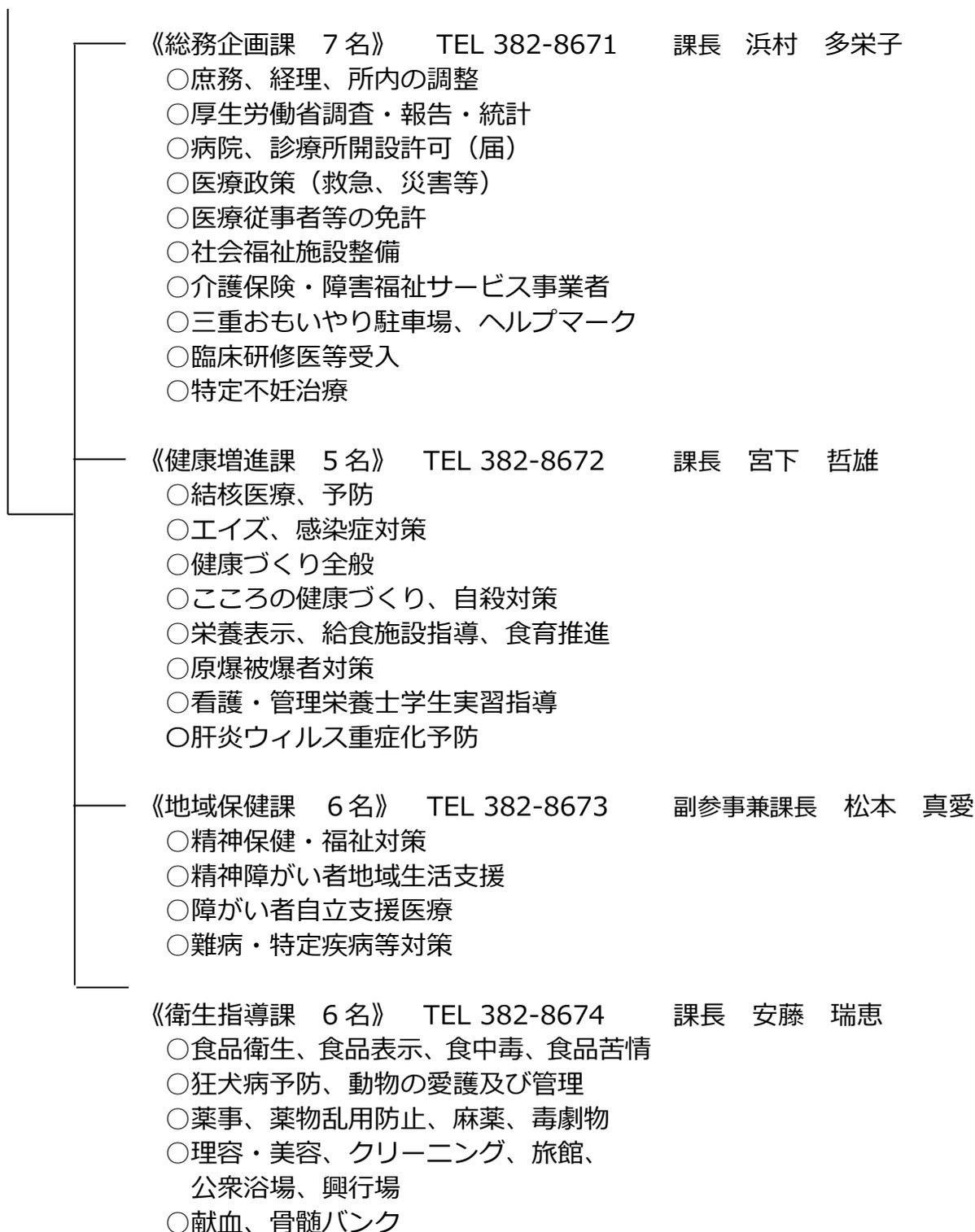
(3) 健康診断・相談等日程（定期）

実施日	項目	受付時間
毎週火曜	特定感染症（エイズ含む）相談・検査	13：00～15：00
第 2・4 水曜	感染症健康診断（結核）	14：30～15：30
第 2 水曜（予約制）	骨髄バンク登録受付	10：00～14：00
奇数月原則第 1 木曜（予約制）	こころの健康相談	13：30～15：30

(4) 鈴鹿保健所組織及び所掌事務（令和元年度当初体制）

所長 土屋 英俊 TEL 059-382-8671

副所長兼保健衛生室室長 水野 正宏 TEL 059-382-8671



職種別職員数 一般事務 8名、医師 1名、獣医師 4名、薬剤師 2名、水産技師 1名、保健師 5名、診療放射線技師 2名、臨床検査技師 2名、管理栄養士 1名 計 26名

(5) 人口静態

ア 面積・世帯数・人口

	平成 27 年国勢調査		平成 30 年 10 月 1 日現在総人口				世帯数の 伸び率 (%)	人口の 伸び率 (%)
	世帯数	総人口	面積 (km ²)	世帯数	総人口	人口密度 (人/km ²)		
計	97,670	246,657	385.50	101,005	246,292	638.9	103.4	99.9
鈴鹿市	77,725	196,403	194.46	80,477	196,257	1009.24	103.5	99.9
亀山市	19,945	50,254	191.04	20,528	50,035	2621.91	102.9	99.6

資料：三重県戦略企画部統計課

イ 人口の推移

	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 30 年 (2018 年)
計	225,928	232,757	242,367	250,316	246,657	246,292
鈴鹿市	179,800	186,151	193,114	199,293	196,403	196,257
亀山市	46,128	46,606	49,253	51,023	50,254	50,035

資料：三重県戦略企画部統計課（10月1日現在）

* 亀山市の平成 12 年までの人口は、(旧)亀山市と鈴鹿郡関町の人口を合算しています。

ウ 人口構成

当管内の人口は、平成 30 年 10 月 1 日現在 246,292 人であり、県の総人口(1,790,376 人)に占める割合は約 13.8%です。

管内の 65 歳以上の老年人口は、平成 30 年 10 月 1 日現在 61,137 人で、管内人口に占める比率は、24.8%となり、三重県の老年人口の比率の 29.0%を下回っています。

	総人口	年齢区分別人口			
		年少人口 (0~14 歳)	生産年齢人口 (15~64 歳)	老年人口 (65 歳以上)	年齢不詳
管内	246,292	32,178	145,852	61,137	7,125
鈴鹿市	196,257	25,284	116,403	48,162	6,408
亀山市	50,035	6,894	29,449	12,975	717
三重県	1,790,376	221,820	1,028,740	520,099	19,717

	20 歳未満人口				
	0~4 歳	5~9 歳	10~14 歳	15~19 歳	計
管内	9,888	10,759	11,531	12,843	45,021
鈴鹿市	7,755	8,323	9,206	10,462	35,746
亀山市	2,133	2,436	2,325	2,381	9,275
三重県	67,034	74,911	79,875	87,326	309,146

資料：三重県戦略企画部統計課（平成 30 年 10 月 1 日現在）

	年齢区分別割合 (%)		
	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)
管内	13.1	59.2	24.8
鈴鹿市	12.9	59.3	24.5
亀山市	13.8	58.9	25.9
三重県	12.4	57.5	29.0

資料：三重県戦略企画部統計課（平成30年10月1日現在）

	年齢構成指数			
	年少人口指数	老年人口指数	従属人口指数	老年化指数
管内	22.1	41.9	64.0	190.0
鈴鹿市	21.7	41.4	63.1	190.5
亀山市	23.4	44.1	67.5	188.2
三重県	21.6	50.6	72.1	234.5

年少人口指数 = 年少人口 / 生産年齢人口 × 100

老年人口指数 = 老年人口 / 生産年齢人口 × 100

従属人口指数 = (年少人口 + 老年人口) / 生産年齢人口 × 100

老年化指数 = 老年人口 / 年少人口 × 100

(6) 人口動態

ア 人口動態総覧

平成29年の管内における人口動態（確定数）の概況は表1のとおりです。

(ア) 出生

管内の出生数は1,822人で前年より166人減少し、出生率は7.4でした。なお、外国籍出生数は、含まれていません。

(イ) 死亡

管内の死亡数は2,371人で前年より126人増加し、死亡率は9.6でした。なお、外国籍死亡数は、含まれていません。

(ウ) 乳児死亡

乳児の生存は母体の健康状態や養育条件等の影響を強く受けることから、地域の衛生状態、生活水準を反映する指標です。管内の乳児死亡数は2人で、前年より1人減少し、そのうち、新生児死亡数が1人であり、前年より1人減少しました。

(工) 死産

管内の死産数は 41 人で、前年より 3 人増加しました。

自然死産数は 18 人で自然死産率は 9.7 であり、人工死産数は 23 人で人工死産率は 12.3 です。

(オ) 周産期死亡

母体の健康状態に強く影響される指標です。周産期死亡数は 5 人で前年と比べて 7 人減少し、周産期死亡率は 2.7 です。

(カ) 婚姻と離婚

婚姻件数は 1,201 組で前年と比べて 59 組減少しました。婚姻率は 4.9 で、三重県の値と比較すると、0.5 ポイント高くなっています。

離婚件数は 410 件で前年と比べて 46 件減少しました。離婚率は 1.66 で三重県の値と比較すると、0.12 ポイント高くなっています。

以上の統計から、出生数から死亡数を差し引いた管内の自然増減数は△549 人、自然増減率は△2.2 でした。三重県全体では△4.4 ポイント、7,868 人の減少と平成 18 年から人口減少が続き、その割合は年々上昇傾向にあります。

イ 死因の動向

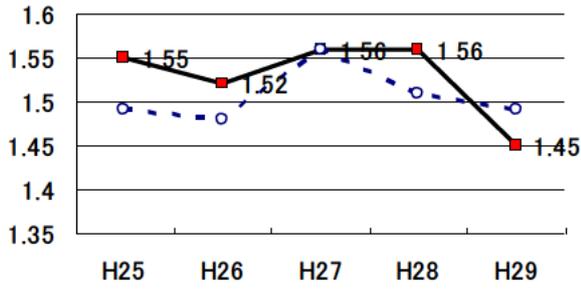
主な死因別の死亡状況を表 2（1～3）に、悪性新生物部位別死亡状況を表 3（1～2）に示しました。分母に用いた人口は、三重県データバンクシステム算出による平成 28 年 10 月 1 日現在人口（外国籍人口含む）によります。

平成 28 年の鈴鹿亀山地域の死因順位は、第 1 位が悪性新生物 593 人（全死因の 25.0%）、第 2 位が心疾患 360 人（同 15.2%）、第 3 位が脳血管疾患 221 人（同 9.3%）、第 4 位が肺炎 206 人（同 8.7%）となり、これら主要 4 死因が全死因に占める割合は、6 割弱となっています。

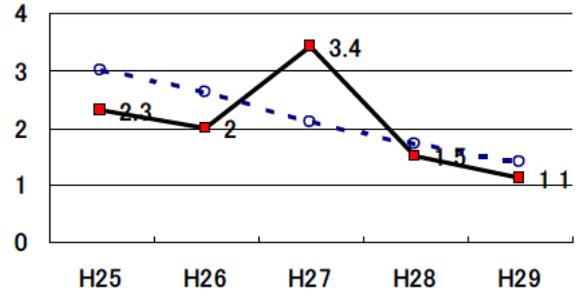
ウ 各種グラフ

合計特殊出生率、乳児死亡率、年齢調整死亡率等の推移及び平成 29 年の年齢調整死亡率上位 4 疾患をグラフに示しました。

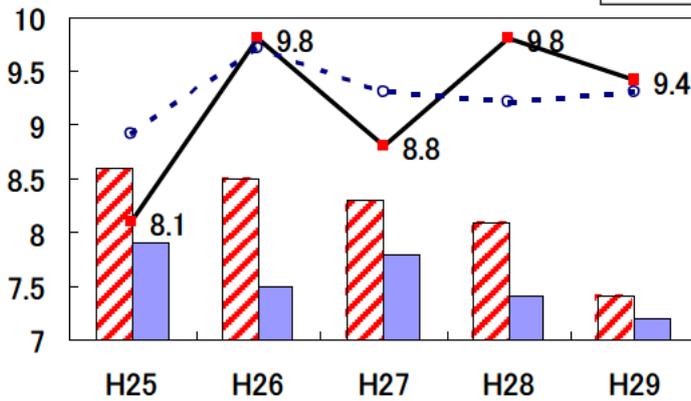
合計特殊出生率の推移



乳児死亡率の推移

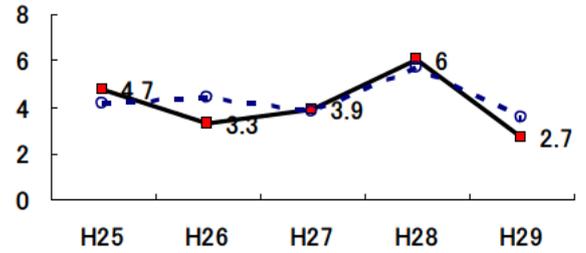


出生率・低体重児出生率の推移



周産期死亡率の推移

(出産千対)



(男性)

年齢調整死亡率(平成 29 年)

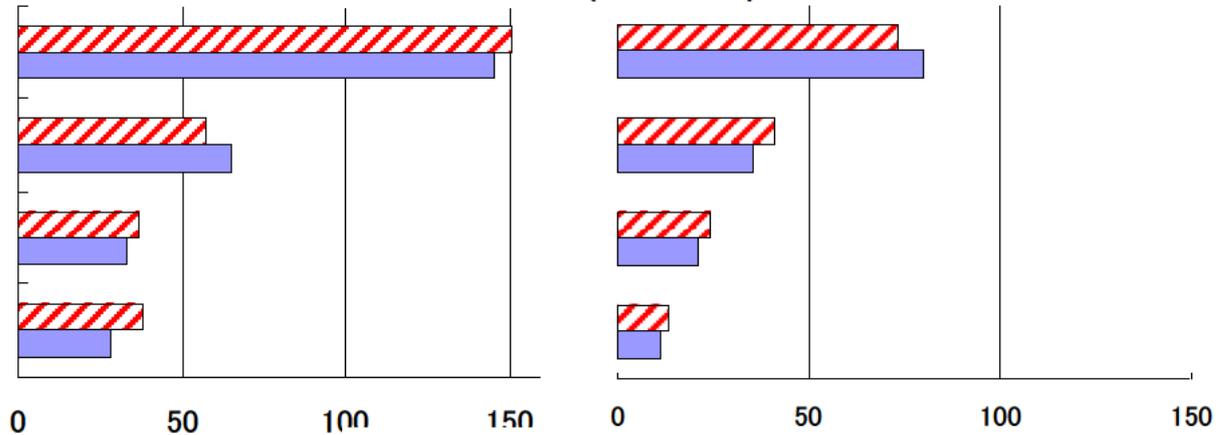
(女性)

悪性新生物

心疾患

脳血管疾患

肺炎



年齢調整死亡率の年次推移

(男性)

(女性)

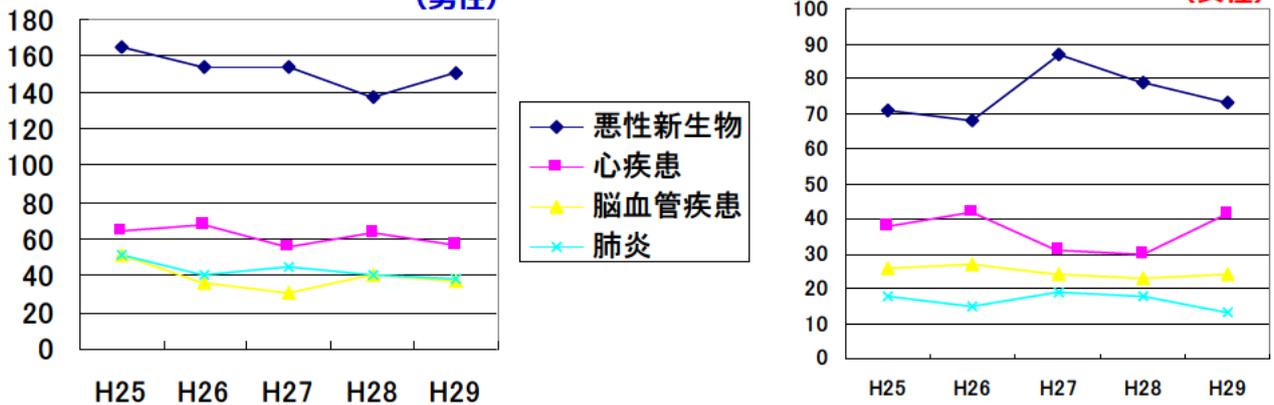


表1 人口動態統計概況(実数、率)市別

(平成29年確定数)

	全国 三重県 管内 市	人口 (10月1日 現在)	出生			低体重児 (再掲)			死亡			乳児死亡 (再掲)			新生 児死 亡 (再 掲)	自然 増加 数	死産			周産期死亡			婚姻	離婚	合計 特殊 出生 率
			総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女			総数	自然	人工	総数	妊娠満 22週以 後の死 産	早期 新生 児死 亡			
実 数	全国	124,648,471	946,065	484,449	461,616	-	-	-	1,340,397	690,683	649,714	1,761	929	832	832	△ 394,332	20,358	9,738	10,620	3,308	2,683	625	606,866	212,262	
	三重県	1,798,886	12,663	6,490	6,173	1,172	528	644	20,531	10,468	10,063	18	8	10	10	△ 7,868	268	128	140	45	36	9	7,937	2,784	
	管内	246,703	1,822	912	910	171	76	95	2,371	1,247	1,124	2	1	1	1	△ 549	41	18	23	5	4	1	1,201	410	
	鈴鹿市	196,557	1,472	723	749	134	56	78	1,797	960	837	2	1	1	1	△ 325	34	16	18	5	4	1	997	335	
	亀山市	50,146	350	189	161	37	20	17	574	287	287	-	-	-	-	△ 224	7	2	5	-	-	-	204	75	
率	全国		7.6	3.9	3.7	-	-	-	10.7	11.2	10.0	1.9	1.9	1.8	0.9	△ 3.2	21.1	10.1	11.0	3.5	2.8	0.7	4.9	1.70	1.43
	三重県		7.0	7.4	6.7	92.6	81.4	104.3	11.4	11.9	10.8	1.4	1.2	1.6	0.8	△ 4.4	20.7	9.9	10.8	3.5	2.8	0.7	4.4	1.54	1.49
	管内		7.4	7.4	7.3	93.9	83.3	104.4	9.6	10.2	9.1	1.1	1.1	1.1	0.5	△ 2.2	22.0	9.7	12.3	2.7	2.2	0.5	4.9	1.66	1.45
	鈴鹿市		7.5	7.4	7.6	91.0	77.5	104.1	9.1	9.8	8.5	1.4	1.4	1.3	0.7	△ 1.7	22.6	10.6	12.0	3.4	2.7	0.7	5.1	1.70	1.48
	亀山市		7.0	7.5	6.4	105.7	105.8	105.6	11.4	11.4	11.5	-	-	-	-	△ 4.5	19.6	5.6	14.0	-	-	-	4.1	1.50	1.32
率の算出方法		人口千対	男子人 口千対	女子人 口千対	出生千 対	男子 出生 千対	女子 出生 千対	人口千 対	男子人 口千対	女子人 口千対	出生 千対	男子 出生 千対	女子 出生 千対	出生 千対	人口千対	出産(出生+死産) 千対			出産(出生+妊娠満22 週以後の死産) 千対			人口千対			

※1 △は減を示す。低体重児は出生体重 2,500g 未満のもの。乳児死亡は生後 1 年未満の死亡。

※2 新生児死亡は生後 4 週未満の死亡。早期新生児死亡は生後 1 週未満の死亡。

※3 死産は妊娠 1 2 週以後の死産の出産。後期死産は妊娠 2 2 週以後の死産。自然増加は出生数-死亡数。

※4 全国以外の分母に用いた人口は、三重県データバンクシステムにより計算しているため、厚生労働省の公表値と若干異なっています。

死亡

表2-1 主要死因別死亡数・死亡率（人口10万対）、年齢調整死亡率（人口10万対）

（平成29年確定数）

		総数			悪性新生物			心疾患 (高血圧性を除く)			脳血管疾患			肺炎		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
三重県	死亡数	20,531	10,468	10,063	5,209	3,082	2,127	3,166	1,511	1,655	1,663	766	897	1,487	841	646
	率	[1141.3]	[581.9]	[559.4]	[289.6]	[171.3]	[118.2]	[176.0]	[84.0]	[92.0]	[92.4]	[42.6]	[49.9]	[82.7]	[46.8]	[35.9]
	年齢調整死亡率	348.50	466.15	252.34	108.60	145.30	80.48	49.01	65.47	34.86	26.25	33.02	20.52	17.92	28.01	11.24
管内	死亡数	2,371	1,247	1,124	593	371	222	360	159	201	221	97	124	206	124	82
	率	[961.1]	[505.5]	[455.6]	[240.4]	[150.4]	[90.0]	[145.9]	[64.4]	[81.5]	[89.6]	[39.3]	[50.3]	[83.5]	[50.3]	[33.2]
	年齢調整死亡率	357.57	479.07	254.42	107.82	150.88	72.76	48.76	57.17	41.44	30.16	36.87	23.74	22.77	37.74	12.54
鈴鹿市	死亡数	1,797	960	837	460	288	172	278	125	153	160	72	88	152	92	60
	率	[914.2]	[488.4]	[425.8]	[234.0]	[146.5]	[87.5]	[141.4]	[63.6]	[77.8]	[81.4]	[36.6]	[44.8]	[77.3]	[46.8]	[30.5]
	年齢調整死亡率	349.69	470.37	247.65	104.82	144.60	73.44	48.76	57.84	40.94	29.46	36.34	22.62	22.22	36.80	11.81
亀山市	死亡数	574	287	287	133	83	50	82	34	48	61	25	36	54	32	22
	率	[1144.7]	[572.3]	[572.3]	[265.2]	[165.5]	[99.7]	[163.5]	[67.8]	[95.7]	[121.6]	[49.9]	[71.8]	[107.7]	[63.8]	[43.9]
	年齢調整死亡率	388.54	511.72	282.92	118.55	173.39	68.86	49.26	55.58	43.86	32.13	38.07	28.00	24.63	40.68	15.47

$$\text{死因別死亡率} = \frac{\text{死因別死亡数}}{\text{人口}} \times 100,000$$

$$\text{年齢調整死亡率} = \frac{\{\text{観察集団の各年齢階級の死亡率} \times \text{基準人口集団のその年齢階級の人口}\} \text{の各年齢階級の総和}}{\text{基準となる人口集団の総和（昭和60年モデル人口）}} \times 100,000$$

表2-2

(平成29年確定数)

		老衰			不慮の事故			自殺			大動脈瘤及び解離			腎不全		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
三重県	死亡数	2,064	558	1,506	662	374	288	305	236	69	301	163	138	407	215	192
	率	[836.6]	[226.2]	[610.5]	[576.0]	[322.0]	[254.0]	[123.6]	[95.7]	[28.0]	[122.0]	[66.1]	[55.9]	[165.0]	[87.1]	[77.8]
	年齢調整死亡率	18.62	15.81	19.67	13.83	19.70	8.78	15.94	25.31	6.50	5.19	7.33	3.43	5.62	7.94	3.97
管内	死亡数	167	36	131	69	41	28	46	36	10	25	12	13	57	31	26
	率	[67.7]	[14.6]	[53.1]	[28.0]	[16.6]	[11.3]	[18.6]	[14.6]	[4.1]	[10.1]	[4.9]	[5.3]	[23.1]	[12.6]	[10.5]
	年齢調整死亡率	14.10	9.70	15.87	12.63	18.50	7.42	16.22	25.05	7.40	3.81	4.98	2.74	6.91	10.12	4.45
鈴鹿市	死亡数	118	23	95	58	34	24	31	28	3	16	9	7	48	30	18
	率	[60.0]	[11.7]	[48.3]	[29.5]	[17.3]	[12.2]	[15.8]	[14.2]	[1.5]	[8.1]	[4.6]	[3.6]	[24.4]	[15.3]	[9.2]
	年齢調整死亡率	13.23	7.96	15.72	13.07	19.36	7.45	13.35	24.58	2.16	3.39	4.72	2.27	7.58	12.49	3.94
亀山市	死亡数	49	13	36	11	7	4	15	8	7	9	3	6	9	1	8
	率	[97.7]	[25.9]	[71.8]	[21.9]	[14.0]	[8.0]	[29.9]	[16.0]	[14.0]	[17.9]	[6.0]	[12.0]	[17.9]	[2.0]	[16.0]
	年齢調整死亡率	16.87	15.83	16.07	12.66	17.20	8.74	28.14	25.56	30.99	5.42	6.17	4.18	4.65	1.88	6.28

表2-3

(平成29年確定数)

		糖尿病			慢性閉塞性肺疾患			肝疾患			血管性及び 詳細不明の認知症			敗血症		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
三重県	死亡数	190	108	82	320	278	42	219	141	78	357	136	221	114	53	61
	率	[10.6]	[6.0]	[4.6]	[17.8]	[15.5]	[2.33]	[12.2]	[7.8]	[4.3]	[19.8]	[7.6]	[12.3]	[6.3]	[2.9]	[3.4]
	年齢調整 死亡率	3.55	5.20	2.16	4.44	9.75	0.85	5.36	7.96	3.07	3.80	4.31	3.38	1.79	2.30	1.33
管内	死亡数	42	24	18	31	26	5	22	15	7	47	17	30	13	5	8
	率	[17.0]	[9.7]	[7.3]	[12.6]	[10.5]	[2.0]	[8.9]	[6.1]	[2.8]	[19.1]	[6.9]	[12.2]	[5.3]	[2.0]	[3.2]
	年齢調整 死亡率	4.51	6.22	2.98	4.49	9.06	0.91	4.65	6.92	2.56	4.81	5.13	4.38	1.44	1.66	1.15
鈴鹿市	死亡数	34	21	13	19	15	4	19	12	7	40	15	25	9	4	5
	率	[17.3]	[10.7]	[6.6]	[9.7]	[7.6]	[2.0]	[9.7]	[6.1]	[3.6]	[20.4]	[7.6]	[12.7]	[4.6]	[2.0]	[2.5]
	年齢調整 死亡率	7.65	10.44	5.62	3.26	6.44	0.77	4.73	6.42	3.25	5.32	5.61	5.03	1.39	1.70	1.08
亀山市	死亡数	8	3	5	12	11	1	3	3	-	7	2	5	4	1	3
	率	[16.0]	[6.0]	[10.0]	[23.9]	[21.9]	[2.0]	[6.0]	[6.0]	-	[14.0]	[4.0]	[10.0]	[8.0]	[2.0]	[6.0]
	年齢調整 死亡率	6.53	4.95	8.53	9.07	18.49	1.71	4.53	8.91	-	3.15	3.62	2.15	1.53	1.54	1.29

表 3-1 主要部位別 悪性新生物死亡数・死亡率（人口 10 万対）、年齢調整死亡率（人口 10 万対）

（平成 29 年確定数）

		悪性新生物 総数			内訳														
					食道			胃			結腸			直腸 S 状結腸移行部及び直腸			肝及び肝内胆管		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
三重県	死亡数	5,209	3,082	2,127	161	139	22	634	415	219	509	234	275	226	140	86	314	210	104
	率	[289.6]	[171.3]	[118.2]	[8.9]	[7.7]	[1.2]	[35.2]	[23.1]	[12.2]	[28.3]	[13.0]	[15.3]	[12.6]	[7.8]	[4.8]	[17.5]	[11.7]	[5.8]
	年齢調整死亡率	108.60	145.30	80.48	3.85	7.14	1.10	12.66	19.23	7.41	10.02	11.22	9.00	5.31	7.32	3.64	6.07	9.92	2.91
管内	死亡数	593	371	222	17	14	3	72	51	21	55	30	25	31	21	10	41	31	10
	率	[240.4]	[150.4]	[90.0]	[6.89]	[5.67]	[1.216]	[29.2]	[20.7]	[8.5]	[22.3]	[12.2]	[10.1]	[12.6]	[8.5]	[4.05]	[16.6]	[12.6]	[4.1]
	年齢調整死亡率	107.82	150.88	72.76	3.31	5.91	0.91	12.37	21.25	4.25	9.08	12.21	6.39	6.31	8.77	4.47	7.15	12.97	2.02
鈴鹿市	死亡数	460	288	172	13	10	3	59	44	15	38	22	16	27	17	10	33	26	7
	率	[234.0]	[146.5]	[87.5]	[6.61]	[5.09]	[1.53]	[30.0]	[22.4]	[7.6]	[19.3]	[11.2]	[8.1]	[13.7]	[8.6]	[5.1]	[16.8]	[13.2]	[3.6]
	年齢調整死亡率	104.82	144.60	73.44	3.19	5.38	1.15	12.78	23.02	3.45	7.97	10.73	5.70	7.04	9.07	5.57	6.98	13.28	1.56
亀山市	死亡数	133	83	50	4	4	-	13	7	6	17	8	9	4	4	-	8	5	3
	率	[265.2]	[165.5]	[99.7]	[7.98]	[7.98]	-	[25.9]	[14.0]	[12.0]	[33.9]	[16.0]	[17.9]	[8.0]	[8.0]	-	[16.0]	[10.0]	[6.0]
	年齢調整死亡率	118.55	173.39	68.86	3.69	7.70	-	10.52	14.10	7.11	13.08	17.99	8.61	3.32	7.45	-	8.05	11.96	3.81

表 3-2

(平成 29 年確定数)

		内訳																	
		胆のう及びその他の胆道			膵			気管, 気管支及び肺			乳房			子宮			白血病		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
三重県	死亡数	249	139	110	538	276	262	1,033	771	262	189	-	189	94	-	94	104	57	47
	率	[13.8]	[7.7]	[6.1]	[29.9]	[15.3]	[14.6]	[57.4]	[42.9]	[14.6]	[10.5]	-	[10.5]	[5.2]	-	[5.2]	[5.8]	[3.2]	[2.6]
	年齢調整死亡率	4.25	5.66	3.25	11.00	13.68	8.62	20.82	35.64	9.04	5.64	-	10.83	-	-	4.78	2.67	3.07	2.40
管内	死亡数	29	15	14	63	30	33	109	88	21	25	-	25	6	-	6	9	4	5
	率	[11.8]	[6.1]	[5.7]	[25.5]	[12.2]	[13.4]	[44.2]	[35.7]	[8.5]	[10.1]	-	[10.1]	[2.4]	-	[2.4]	[3.6]	[1.6]	[2.0]
	年齢調整死亡率	4.70	5.47	4.20	10.20	11.62	8.99	19.97	35.02	7.48	6.04	-	11.84	-	-	2.56	2.22	1.96	2.59
鈴鹿市	死亡数	29	15	14	63	30	33	109	88	21	25	-	25	6	-	6	9	4	5
	率	[14.8]	[7.6]	[7.1]	[32.1]	[15.3]	[16.8]	[55.5]	[44.8]	[10.7]	[12.7]	-	[12.7]	[3.1]	-	[3.1]	[4.6]	[2.0]	[2.5]
	年齢調整死亡率	4.61	5.36	4.09	10.67	12.85	8.94	19.40	33.78	7.77	5.25	-	10.16	-	-	3.17	2.07	1.21	3.13
亀山市	死亡数	6	3	3	12	4	8	22	19	3	7	-	7	-	-	-	2	1	1
	率	[12.0]	[6.0]	[6.0]	[23.9]	[8.0]	[16.0]	[43.9]	[37.9]	[6.0]	[14.0]	-	[14.0]	-	-	-	[4.0]	[2.0]	[2.0]
	年齢調整死亡率	4.97	5.57	4.79	8.47	7.50	8.63	22.71	40.31	5.82	9.28	-	19.33	-	-	-	2.61	4.30	0.43

Ⅱ 「みえ県民カビジョン 第二次行動計画」における事業実績

鈴鹿保健所の各課における事業実績を「みえ県民カビジョン 第二次行動計画」(※)の施策、基本事業順に記載しています。

なお、鈴鹿保健所の事業に直接関係しない部分は省略しています。

(※)「みえ県民カビジョン 第二次行動計画」の政策体系一覧は63～64頁に掲載

第1節 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

112 防災・減災対策を進める体制づくり

11204 災害医療体制の整備 (担当課：総務企画課)

主な取組内容

1. 災害拠点病院、災害医療支援病院との連携をはかります。
2. 災害時における医療体制の充実と強化をはかります。

1 災害拠点病院、災害医療支援病院、災害拠点薬局

災害拠点病院とは、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からの重症傷病者の受入機能及び搬出を行う広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する病院で、三重県知事が指定します。

災害医療支援病院とは、大規模災害の発生時に災害拠点病院を支援し、補完する機能を担う病院で、三重県知事が指定します。

災害拠点薬局とは、県の委託に基づく災害用医薬品の備蓄、災害発災に備えた地域の医薬品等の確保・供給体制の整備、災害発生時における医薬品等の確保・供給を担う薬局または医薬分業推進支援センターです。

災害拠点病院

名称	住所
三重県厚生農業協同組合連合会 鈴鹿中央総合病院	三重県鈴鹿市安塚町山之花 1275-53

災害医療支援病院

名称	住所
鈴鹿回生病院	三重県鈴鹿市国府町 112-1
亀山市立医療センター	三重県亀山市亀田町 466-1

災害拠点薬局

名称	住所
鈴鹿センター薬局	三重県鈴鹿市安塚町 638-21

2 災害医療体制強化推進事業

(1) 平成 30 年度鈴鹿亀山地域災害医療対策部会の開催

鈴鹿亀山地域において、災害時の医療が円滑に提供できるよう、関係者が取組を検討します。

構成員：鈴鹿市医師会、亀山医師会、鈴鹿歯科医師会、亀山歯科医師会、鈴鹿亀山薬剤師会、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、亀山市立医療センター、鈴鹿市、亀山市、鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部、鈴鹿警察署、亀山警察署、鈴鹿地域防災総合事務所、鈴鹿保健所

ア 会議の開催

開催日・場所	内容
第 1 回 平成 30 年 10 月 18 日 (木) 鈴鹿庁舎 46 会議室	1. 各市総合訓練の報告について 2. 医療機関における災害医療に関する取り組みについて 3. 平成 30 年度鈴鹿亀山地域災害医療対策部会研修会について
第 2 回 平成 31 年 2 月 21 日 (木) 鈴鹿庁舎 46 会議室	1. 災害時情報伝達訓練の報告について 2. 鈴鹿市、亀山市及び鈴鹿保健所の災害医療に関する今年度の取組及び次年度の計画について 3. 平成 30 年度鈴鹿亀山地域災害医療対策部会研修会について

イ 情報伝達訓練の実施

開催日・場所	内容
平成 30 年 11 月 13 日 (火) 各機関	(1) 参加機関 ・鈴鹿市医師会、亀山医師会、鈴鹿歯科医師会、亀山歯科医師会、鈴鹿亀山薬剤師会、鈴鹿市消防、亀山市消防、鈴鹿警察、亀山警察、鈴鹿市、亀山市、鈴鹿地域防災総合事務所、鈴鹿保健所 (2) 伝達方法 ・電話、FAX、E-Mail、EMIS 等により被害情報の伝達を行う。

ウ 研修会の実施

開催日・場所	内容
平成 31 年 2 月 28 日 (木) 鈴鹿庁舎 4 階 46 会議室	演題「大規模災害時の医療体制を確保するためのポイントについて ～行政、医療施設及び関係機関の役割について～」 講師 金谷 泰宏 氏 国立保健医療科学院 健康危機管理研究部長

(2) 三重県災害医療コーディネーター

地震、津波及び事故等の災害によって大規模な人的被害が発生した場合、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できる体制の構築を図ることを目的として設置しています。

(平成31年4月1日現在)

氏名	所属
木村 英夫	旭が丘ファミリークリニック（鈴鹿市医師会）
玉田 浩也	玉田内科循環器内科（鈴鹿市医師会）
田中 秀虎	とら整形クリニック（亀山医師会）
田中 英樹	田中内科医院（亀山医師会）
金兒 博司	鈴鹿中央総合病院（災害拠点病院）
谷川 健次	亀山市立医療センター（災害医療支援病院）
荒木 朋浩	鈴鹿回生病院（災害医療支援病院）

121 地域医療提供体制の確保

12102 医療分野の人材確保（担当課：総務企画課、健康増進課、地域保健課）

主な取組内容

1. 保健師は、管内市、産業保健師等関係者と連携をとりながら、地域住民の心身の健康保持、増進、健康の回復、疾病予防を目的とし、家庭訪問、健康相談、集団検診、健康教育等を実施します。
2. 看護業務・医療業務・栄養業務等に従事しようとする学生に対して保健所実習指導を実施します。

1 保健師配置状況

(平成30年5月1日現在)

計	鈴鹿保健所	鈴鹿市	亀山市
50	5	31	14

2 看護学生等の実習指導

学校名	学生数	グループ数	実習日数
三重県立看護大学（保健師等）	13	1	8.5
鈴鹿医療科学大学（保健師）	6	1	6
鈴鹿医療科学大学（管理栄養士）	5	1	5

3 医師臨床研修受け入れ状況

病院名	医師数	実習日数（1人あたり）
鈴鹿回生病院	3	5

12103 救急医療等の確保（担当課：総務企画課）

主な取組内容

1. 地域住民の救急医療を確保するため、市と協働して初期、二次救急医療機関体制の整備を行います。
2. 病院（二次医療）と診療所（初期医療）との機能分化を推進するため、地域住民に対して啓発を行います。
3. 救急告示医療機関との連携をはかります。

1 地域救急医療対策事業

鈴鹿亀山地域内の救急医療体制の充実強化及び救急業務の高度化を推進するため、関係機関等が救急医療体制等について協議し、地域の実情に即応した体制整備の推進をはかるとともにメディカルコントロール体制の実質的な調整を行い、傷病者の搬送途上の救命効果の一層の向上をはかります。

（1）平成 30 年度鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会の開催

鈴鹿亀山地域の救急医療体制の充実・強化をはかるため、関係機関等が救急医療体制等について協議し、地域の実情に即応した体制の整備とその積極的な推進をはかることを目的として開催します。

構成員：鈴鹿市医師会、亀山医師会、鈴鹿歯科医師会、亀山歯科医師会、鈴鹿亀山薬剤師会、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院、亀山市立医療センター、鈴鹿市、亀山市、鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部、鈴鹿警察署、亀山警察署、鈴鹿地域防災総合事務所、鈴鹿保健所

開催日・場所	内容
第 1 回 平成 31 年 3 月 6 日（水） 鈴鹿庁舎 46 会議室	(1) 平成 30 年度鈴鹿亀山地域救急医療対策協議会活動報告 (2) 平成 30 年度部会活動報告 ア) 鈴鹿亀山地域メディカルコントロール協議会 イ) 鈴鹿亀山地域感染症等健康危機管理ネットワーク会議 ウ) 鈴鹿亀山地域災害医療対策部会 (3) その他

2 救急告示病院

救急告示病院は、地域における救急業務の対象となる傷病者の発生状況等を勘案して認定しています。

(1) 鈴鹿地域救急告示病院

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

名称	住所	電話番号
鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53	059-382-1311
鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里 112-1	059-375-1212
塩川病院	鈴鹿市平田 1-3-7	059-378-1417
高木病院	鈴鹿市高岡町 550	059-382-1385
村瀬病院	鈴鹿市神戸 3-12-10	059-382-0330
亀山市立医療センター	亀山市亀田町 466-1	0595-83-0990
川口整形外科	亀山市野村 4-4-19	0595-82-8721

12104 医療安全体制の確保 (担当課：総務企画課)

主な取組内容

1. 地域医療提供体制の整備を推進するため、日常の健康管理や適切な初期診療などを身近なところで提供する「かかりつけ医」の推進をはかります。
2. 医療法及び関係法令に基づき医療機関に対して立入検査等を行います。

1 医務

医療機関の適切な役割分担を促進します。

(1) 施設数

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

	病院	一般診療所	歯科診療所	助産所	施術所	歯科技工所
計	12	191	96	6	114	31
鈴鹿市	9	155	78	4	100	26
亀山市	3	36	18	2	14	5

(休止施設は内数)

(2) 病床数 (病院、診療所)

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

	病 院						一般診療所病床 (療養病床含む)
	計	精神 病床	感染症 病床	結核 病床	一般 病床	療養 病床	
管内	2,298	539	0	0	1,367	392	155
鈴鹿市	2,051	539	0	0	1,275	237	110
亀山市	247	0	0	0	92	155	45

(3) 医療関係者数

	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科衛生士	歯科技工士
計	424	140	436	84	31	2,029	520	235	68
鈴鹿市	380	119	384	67	30	1,830	419	196	56
亀山市	44	21	52	17	1	199	101	39	12

医師、歯科医師、薬剤師については、従事先の届出数（平成 28 年 12 月 31 日）、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科技工士、歯科衛生士については就業届出数（平成 30 年 12 月 31 日）

2 医療監視状況（桑名保健所兼務職員により実施）

医療法及び関係法令に基づき、鈴鹿保健所管内の病院及び診療所に立ち入り、法令等に規定された人員の配置や構造設備に関する検査を行い、適正且つ良質な医療を確保するための指導助言を行います。

		対象施設数	立入検査実施数	実施率
病院		12	12	100.0%
診療所	医科	192	43	22.4%
	歯科	97	21	21.6%

※ 診療所の立入検査については、5年で一巡するよう 20%以上の実施率を目標にしています。
全施設数は、平成 30 年 4 月 1 日現在。

122 介護の基盤整備と人材の育成・確保

12201 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上（担当課：総務企画課）

主な取組内容

1. 介護保険事業の安定的な運営を支援するとともに、質の高いサービスが提供されるよう介護従事者の人材育成、資質向上を図ります。

1 介護保険制度

介護保険制度とは、

- ア) 老後に安心して介護サービスが受けられるように、高齢者を社会全体で支える仕組みをつくる
- イ) 介護サービスを医療、保健、福祉の立場で総合的に提供する
- ウ) 介護を医療保険から切り離し、社会保障構造改革の第一歩とする制度のことです。

(1) 介護保険実施主体

鈴鹿亀山地区広域連合（平成 11 年 6 月 1 日設立）

(2) 指定介護保険施設数

(令和元年7月1日現在)

	事業所数	定員(床数)
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	18	958
介護老人保健施設(老人保健施設)	6	600
介護療養型医療施設(療養型病床群)	1	5

124 こころと身体健康対策の推進

12401 健康づくり・生活習慣病予防活動の推進(担当課:健康増進課)

主な取組内容

1. 市、企業、学校、NPO ならびに医師会など関係団体に対し、健康づくり活動の連携体制を確立するための働きかけを積極的に行います。
2. 社会情勢に応じた地域保健活動を推進するため、地域や関係団体等の健康づくり担当者に対して研修会などを開催します。
3. 給食施設を運営する事業者や「健康づくり応援の店」と協働して、健康に配慮した食の提供を行えるよう、食環境の充実をはかります。
4. バランスのとれた望ましい食生活を営む力を身につけ、自分の健康に意識を持った県民をつくるため、人材育成や栄養指導を行います。

1 健康づくり総合推進事業

三重の健康づくり基本計画「ヘルシーピープルみえ・21」に基づき、健康づくりに関する普及啓発を行うとともに各関係機関と連携し、地域住民が健康づくりに取り組むための環境整備を行います。

(1) 研修会の開催

産業保健・学校保健・地域保健の関係者による健康づくりの取組を推進し、管内の健康指標のレベルアップを図ります。

開催日・場所	内容	出席者
平成30年10月17日(水) 鈴鹿市労働福祉会館	講演「職場のメンタルヘルス対策～管理監督者の役割～」	94名

(2) 啓発活動の実施

啓発活動の取り組みとして、地域で開催される各種イベントへの参加、出前健康講座、リーダー養成研修会等を開催し、健康づくりについて広くPRに努めます。

ア 各種イベントにおける啓発

実施日	イベント名・主催・参加者数	内容
平成 30 年 4 月 15 日 (日)	メーデー & ふれあい家族スタンプラリー — 連合三重鈴鹿 約 1,500 名	食生活、禁煙、歯科、アルコール等の健康づくりに関する啓発 参加者数 計 約 1,830 名
平成 30 年 8 月 5 日 (日)	すずかサマー献血キャンペーン 鈴鹿市 他 130 名	
平成 30 年 9 月 16 日 (日)	鈴鹿市 救急・健康フェア 40 名	
平成 30 年 10 月 8 日 (月・祝)	商品・くらしの活動交流会 コープみえ 160 名	

2 健康食育推進事業

県民が健康的な食生活が実践できるように、栄養バランスに対する理解や「食事バランスガイド」を活用した取組を具体的に啓発し、県民のライフステージに応じた食環境づくりを推進します。

(1) 野菜フル 350 推進事業

県民に不足している野菜摂取について、1 日の野菜摂取量の目標量を 350 g（食事バランスガイドで副菜 5 つ）とし、野菜摂取の増加を推進します。

また、健康的な朝食習慣の定着及び野菜摂取不足の解消をはかるため、朝食においては食事バランスガイドで副菜 1 つを摂取することを推進します。

ア 研修会の開催

開催日・場所	内容	出席者
平成 30 年 7 月 12 日 (木) 鈴鹿市保健センター	鈴鹿市栄養教室 講義「健康日本 21～これからの健康づくりの課題～」	16 名

イ 啓発・健康教育

開催日・場所	内容	啓発数
平成 30 年 4 月 23 日 (月) 三重県消防学校	初任科職員への健康教育	77
平成 30 年 6 月 健康づくり応援の店	野菜フル 350 の推進	1,000
平成 30 年 10 月 8 日 (月・祝) 鈴鹿地域職業訓練センター	コープみえ「商品・くらしの活動交流会」	160
平成 30 年 10 月 20 日 (土) 富士電化(株)鈴鹿工場	退職予定者への健康管理セミナー	16

3 栄養施行事務事業

(1) 給食施設指導事業

健康増進法、健康増進法施行規則に基づき、給食施設の把握、給食施設における栄養管理・食育の充実に向けた指導助言を行うとともに、給食関係者の資質向上をはかるため研修会を開催します。

ア 巡回指導等指導延施設数

施設区分		施設数
特定給食施設数 (1回100食以上又 は1日250食以上)	① 知事指定施設	3
	② ①以外の特定給食施設	19
③ その他の給食施設数		19
計		41

イ 給食施設従事者研修会の開催

開催日・場所	内容	参加者数
	実施なし	

(2) 人材育成・支援事業

地域で活動する食に関係する団体、食育関係者等に対して研修や情報発信等を通して、地域リーダーの育成と活動の活性化に向けた支援を行います。

ア 地域活動栄養士研修会の開催

開催日	内容	参加者数
平成30年4月16日(月)	講演「フレイル予防とその施策について」	4名

イ 地域活動栄養士会への活動支援

開催回数	延人員	会員数
10回	50名	5名

ウ 地区組織活動支援

開催日・対象者	内容	参加者数
平成30年5月16日(水) 食生活改善推進員	講演「健康寿命の延伸に向けて」	50名

(3) 栄養表示等相談・指導

健康増進法第 26 条に基づく特別用途食品表示、栄養表示基準並びに同法第 32 条の 2 に基づく誇大表示の禁止に関する相談や指導・助言を行います。

相談・指導件数	14
---------	----

ア 研修会の開催

開催日・場所	内容	出席者
平成 30 年 11 月 28 日(水) 鈴鹿市労働福祉会館	講演「保健事項に関する食品表示」	鈴鹿食品衛生協会会員 50 名
平成 31 年 2 月 7 日(木) 鈴鹿農業協同組合 本店	講演「加工食品の栄養成分表示について」	鈴鹿農業協同組合関係者 20 名

(4) 栄養指導事業

健康増進法第 18 条に基づき栄養相談・指導を行います。

	個別指導延人員			集団指導延人員	
	栄養指導	(再掲) 病態別	(再掲) 訪問による	栄養指導	(再掲) 病態別
妊産婦	0	0	0	0	0
乳幼児	0	0	0	0	0
20 才未満	0	0	0	0	0
20 才以上	1	0	0	93	0

12403 こころの健康づくりの推進 (担当課：健康増進課)

主な取組内容

1. 県民がこころの健康づくりの重要性を認識し、自ら実践することができるようにするため、こころの健康に関する啓発を行います。
2. 身近なところでこころの健康づくりを支援できるよう、職域、学校、地域機関等と協働して、支援体制を整備します。

1 自殺対策事業

啓発及び住民に身近な健康づくりを担う各市・市民団体の後方支援と人材育成を行います。

(1) 啓発活動の実施

実施日	①イベント名 ②主催 ③内容	参加者 または 配布数
平成 30 年 4 月 15 日 (日)	① メーデー & ふれあい家族スタンプラリー ② 鈴鹿地区労働者福祉協議会 ③ 啓発用物品の配布	約 1,500
平成 30 年 9 月	① 自殺予防週間啓発 ② 鈴鹿保健所 ③ 近鉄白子駅前・平田町駅前において啓発ティッシュ等の配布 ④ ホームページでの周知	1,000
平成 30 年 10 月 8 日 (月)	① コープみえ「商品・くらし活動交流会」 ② 生活協同組合コープ三重 ③ 啓発用物品の配布	160
平成 31 年 3 月	① 自殺対策強化月間啓発 ② 鈴鹿保健所 ③ ホームページでの周知	150

(2) 人材育成

開催日	内 容	参加者数
平成 30 年 9 月 27 日 (木)	鈴鹿地域うつ・自殺対策ネットワーク会議 支援者スキルアップ研修会 「子ども・若者からの SOS を受け止めて、地域で支援・ 連していくために」 講師：三重県立こころの医療センター 精神福祉士 山本 綾子 氏 対象：医療・精神保健福祉・教育・行政関係者等	20 名
平成 30 年 10 月 17 日 (水)	鈴鹿地域・職域連携事業 「職場のメンタルヘルス対策～管理監督者の役割～」 講師：三重県産業保健総合支援センター 安保 明子 氏 対象：勤労者	94 名
平成 31 年 3 月 2 日 (土)	働く人のためのポジティブシンキングセミナー 「カラテカ入江に学ぶ実践コミュニケーション」 講師：入江 慎也 氏 対象：勤労者等	約 500 名

(3) 関係機関・団体との協働および支援

関係機関・団体名	内 容
鈴鹿市	講演会・啓発活動の協働実施
亀山市	啓発活動の協働実施
いのちと心を守る鈴鹿市民の会	定例会・研修会・講演会・居場所等への支援
コミュニティハウスえぐち	活動支援

12404 難病対策の推進（担当課：衛生指導課、地域保健課、健康増進課）

主な取組内容

1. 骨髄バンク普及啓発およびドナー登録の推進をはかり、新規ドナー登録者を確保します。
2. 県民に臓器移植に対する理解と協力を求めるため、啓発事業を行います。
3. 小児慢性特定疾病の治療を必要とする児童等に対して治療費の一部給付等を行うことで、適切な医療が受けられるように支援します。
4. 難病患者およびその家族の生活の質の向上をはかります。
5. B型・C型肝炎のウイルス除去を目的とするインターフェロン治療にかかる医療費の助成をします。

1 骨髄バンク事業

白血病や再生不良性貧血など血液難病の患者にとって生への希望である骨髄バンクが円滑に実施されるよう、骨髄移植に関する正しい知識の普及啓発を行い、骨髄提供希望者登録（ドナー登録者）の推進をはかります。

(1) 骨髄提供登録受付業務

鈴鹿保健所において毎月第2水曜日に登録受付を実施します。

登録者数	1
------	---

(2) 休日臨時ドナー登録受付の実施

骨髄バンクを支援するボランティア団体「勇気の会四日市支部」と協働で臨時登録窓口を開設します。

開設日	場所	登録者数
平成30年11月10日（土）	鈴鹿医療科学大学の大学祭	8

2 臓器移植啓発事業

臓器提供に関する正しい知識の普及啓発を行い、臓器提供意思表示カードの推進をはかります。

(1) 臓器提供の普及啓発

骨髄バンクのイベントにあわせて、リーフレットの配布等で普及啓発を行います。

(2) 臓器提供意思表示カードの配布

鈴鹿保健所の窓口において、臓器提供意思表示カードを配布します。



3 難病対策事業

難病患者の医療費助成や福祉サービスを支援します。

(1) 特定医療費（指定難病）助成事業

指定された 331 疾病（平成 31 年 3 月 31 日現在）について、治療法の確立に向けた研究を行うとともに、その患者の医療保険の自己負担分の一部を公費負担することにより経済的負担を軽減し、治療を促進します。

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

	疾病名	受給者数
1	球脊髄性筋萎縮症	4
2	筋萎縮性側索硬化症	17
3	脊髄性筋萎縮症	2
4	原発性側索硬化症	0
5	進行性核上性麻痺	20
6	パーキンソン病	270
7	大脳皮質基底核変性症	4
8	ハンチントン病	2
9	神経有棘赤血球症	0
10	シャルコー・マリー・トゥース病	0
11	重症筋無力症	42
12	先天性筋無力症候群	0
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	50
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多 巣性運動ニューロパチー	10
15	封入体筋炎	0
16	クロー・深瀬症候群	0
17	多系統萎縮症	24
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を 除く。)	61
19	ライソゾーム病	0
20	副腎白質ジストロフィー	0
21	ミトコンドリア病	3
22	もやもや病	20
23	プリオン病	0
24	亜急性硬化性全脳炎	1
25	進行性多巣性白質脳症	0
26	HTLV-1 関連脊髄症	1
27	特発性基底核石灰化症	0
28	全身性アミロイドーシス	12
29	ウルリッヒ病	0
30	遠位型ミオパチー	1
31	ベスレムミオパチー	0
32	自己貪食空胞性ミオパチー	0

	疾病名	受給者数
33	シュワルツ・ヤンペル症候群	0
34	神経線維腫症	9
35	天疱瘡	4
36	表皮水疱症	0
37	膿疱性乾癬(汎発型)	1
38	スティーヴンス・ジョンソン症 候群	0
39	中毒性表皮壊死症	0
40	高安動脈炎	8
41	巨細胞性動脈炎	0
42	結節性多発動脈炎	5
43	顕微鏡的多発血管炎	5
44	多発血管炎性肉芽腫症	1
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	5
46	悪性関節リウマチ	2
47	バージャー病	4
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	2
49	全身性エリテマトーデス	106
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	39
51	全身性強皮症	53
52	混合性結合組織病	11
53	シェーグレン症候群	7
54	成人スチル病	2
55	再発性多発軟骨炎	1
56	ベーチェット病	18
57	特発性拡張型心筋症	96
58	肥大型心筋症	6
59	拘束型心筋症	0
60	再生不良性貧血	14
61	自己免疫性溶血性貧血	1
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	0
63	特発性血小板減少性紫斑病	49
64	血栓性血小板減少性紫斑病	0

	疾病名	受給者数
65	原発性免疫不全症候群	1
66	Ig A 腎症	40
67	多発性嚢胞腎	19
68	黄色靱帯骨化症	18
69	後縦靱帯骨化症	110
70	広範脊柱管狭窄症	7
71	特発性大腿骨頭壊死症	34
72	下垂体性 ADH 分泌異常症	11
73	下垂体性 TSH 分泌亢進症	1
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	7
75	クッシング病	2
76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	0
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	5
78	下垂体前葉機能低下症	31
79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	0
80	甲状腺ホルモン不応症	0
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	0
82	先天性副腎低形成症	0
83	アジソン病	0
84	サルコイドーシス	38
85	特発性間質性肺炎	16
86	肺動脈性肺高血圧症	5
87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	0
88	慢性血栓性肺高血圧症	3
89	リンパ脈管筋腫症	3
90	網膜色素変性症	35
91	バッド・キアリ症候群	0
92	特発性門脈圧亢進症	0
93	原発性胆汁性胆管炎	21
94	原発性硬化性胆管炎	0
95	自己免疫性肝炎	11
96	クローン病	87

	疾病名	受給者数
97	潰瘍性大腸炎	224
98	好酸球性消化管疾患	2
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	0
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	0
101	腸管神経節細胞僅少症	0
102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	0
103	CFC 症候群	0
104	コステロ症候群	0
105	チャージ症候群	0
106	クリオピリン関連周期熱症候群	0
107	全身型若年性特発性関節炎	0
108	TNF 受容体関連周期性症候群	0
109	非典型溶血性尿毒症症候群	0
110	ブラウ症候群	0
111	先天性ミオパチー	1
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	0
113	筋ジストロフィー	3
114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	0
115	遺伝性周期性四肢麻痺	0
116	アトピー性脊髄炎	0
117	脊髄空洞症	0
118	脊髄髄膜瘤	0
119	アイザックス症候群	0
120	遺伝性ジストニア	0
121	神経フェリチン症	0
122	脳表ヘモジデリン沈着症	1
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	0
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	1
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	0
126	ペリー症候群	0
127	前頭側頭葉変性症	1
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	0

	疾病名	受給者数
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	0
130	先天性無痛無汗症	0
131	アレキサンダー病	1
132	先天性核上性球麻痺	0
133	メビウス症候群	0
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	0
135	アイカルディ症候群	0
136	片側巨脳症	0
137	限局性皮質異形成	0
138	神経細胞移動異常症	1
139	先天性大脳白質形成不全症	0
140	ドラベ症候群	0
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	0
142	ミオクロニー欠神てんかん	0
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	0
144	レノックス・ガストー症候群	1
145	ウエスト症候群	0
146	大田原症候群	0
147	早期ミオクロニー脳症	0
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	0
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	0
150	環状 20 番染色体症候群	0
151	ラスムッセン脳炎	0
152	P C D H 19 関連症候群	0
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	0
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	0
155	ランドウ・クレフナー症候群	0
156	レット症候群	0
157	スタージ・ウェーバー症候群	0
158	結節性硬化症	2
159	色素性乾皮症	0
160	先天性魚鱗癬	1
161	家族性良性慢性天疱瘡	0

	疾病名	受給者数
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	5
163	特発性後天性全身性無汗症	0
164	眼皮膚白皮症	0
165	肥厚性皮膚骨膜炎	0
166	弾性線維性仮性黄色腫	0
167	マルファン症候群	1
168	エーラス・ダンロス症候群	0
169	メンケス病	0
170	オクシピタル・ホーン症候群	0
171	ウィルソン病	1
172	低ホスファターゼ症	0
173	VATER 症候群	0
174	那須・ハコラ病	0
175	ウィーバー症候群	0
176	コフィン・ローリー症候群	0
177	有馬症候群	0
178	モワット・ウィルソン症候群	0
179	ウィリアムズ症候群	0
180	A T R - X 症候群	0
181	クルーゾン症候群	0
182	アペール症候群	0
183	ファイファー症候群	0
184	アントレー・ピクスラー症候群	0
185	コフィン・シリズ症候群	0
186	ロスムンド・トムソン症候群	0
187	歌舞伎症候群	0
188	多脾症候群	0
189	無脾症候群	0
190	鰓耳腎症候群	0
191	ウェルナー症候群	0
192	コケイン症候群	0
193	プラダー・ウィリ症候群	0
194	ソトス症候群	0

	疾病名	受給者数
195	ヌーナン症候群	0
196	ヤング・シンブソン症候群	0
197	1 p36 欠失症候群	0
198	4 p 欠失症候群	0
199	5 p 欠失症候群	0
200	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群	0
201	アンジェルマン症候群	0
202	スミス・マギニス症候群	0
203	22q11.2 欠失症候群	0
204	エマヌエル症候群	0
205	脆弱 X 症候群関連疾患	0
206	脆弱 X 症候群	0
207	総動脈幹遺残症	0
208	修正大血管転位症	0
209	完全大血管転位症	0
210	単心室症	0
211	左心低形成症候群	0
212	三尖弁閉鎖症	0
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	0
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	0
215	ファロー四徴症	3
216	両大血管右室起始症	0
217	エプスタイン病	0
218	アルポート症候群	0
219	ギャロウェイ・モフト症候群	0
220	急速進行性糸球体腎炎	1
221	抗糸球体基底膜腎炎	0
222	一次性ネフローゼ症候群	33
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	0
224	紫斑病性腎炎	0
225	先天性腎性尿崩症	0

	疾病名	受給者数
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	1
227	オスラー病	3
228	閉塞性細気管支炎	0
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	0
230	肺胞低換気症候群	0
231	α1-アンチトリプシン欠乏症	0
232	カーニ-複合	0
233	ウォルフラム症候群	0
234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	0
235	副甲状腺機能低下症	0
236	偽性副甲状腺機能低下症	0
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	0
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	0
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	0
240	フェニルケトン尿症	0
241	高チロシン血症 1 型	0
242	高チロシン血症 2 型	0
243	高チロシン血症 3 型	0
244	メープルシロップ尿症	0
245	プロピオン酸血症	0
246	メチルマロン酸血症	0
247	イソ吉草酸血症	0
248	グルコーストランスポーター1 欠損症	0
249	グルタル酸血症 1 型	0
250	グルタル酸血症 2 型	0
251	尿素サイクル異常症	0
252	リジン尿性蛋白不耐症	0
253	先天性葉酸吸収不全	0
254	ポルフィリン症	1
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	0
256	筋型糖原病	0

	疾病名	受給者数
257	肝型糖原病	0
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	0
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	0
260	シトステロール血症	0
261	タンジール病	1
262	原発性高カイロミクロン血症	0
263	脳腱黄色腫症	0
264	無βリポタンパク血症	0
265	脂肪萎縮症	0
266	家族性地中海熱	0
267	高IgD症候群	0
268	中條・西村症候群	0
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	0
270	慢性再発性多発性骨髄炎	0
271	強直性脊椎炎	4
272	進行性骨化性線維異形成症	0
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	0
274	骨形成不全症	0
275	タナトフォリック骨異形成症	0
276	軟骨無形成症	0
277	リンパ管腫症/ゴーム病	0
278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	0
279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	1
280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	0
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	1
282	先天性赤血球形成異常性貧血	0
283	後天性赤芽球癆	2

	疾病名	受給者数
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	0
285	ファンコニ貧血	0
286	遺伝性鉄芽球性貧血	0
287	エプスタイン症候群	0
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	2
289	クロンカイト・カナダ症候群	0
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	0
291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	0
292	総排泄腔外反症	0
293	総排泄腔遺残	0
294	先天性横隔膜ヘルニア	0
295	乳幼児肝巨大血管腫	0
296	胆道閉鎖症	3
297	アラジール症候群	0
298	遺伝性膀胱炎	1
299	嚢胞性線維症	0
300	IgG4関連疾患	3
301	黄斑ジストロフィー	0
302	レーベル遺伝性視神経症	0
303	アッシャー症候群	0
304	若年発症型両側性感音難聴	0
305	遅発性内リンパ水腫	0
306	好酸球性副鼻腔炎	6
307	カナバン病	0
308	進行性白質脳症	0
309	進行性ミオクローヌスてんかん	0
310	先天異常症候群	0

	疾病名	受給者数
311	先天性三尖弁狭窄症	0
312	先天性僧帽弁狭窄症	0
313	先天性肺静脈狭窄症	0
314	左肺動脈右肺動脈起始症	0
315	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／L M X 1 B 関連腎症	1
316	カルニチン回路異常症	0
317	三頭酵素欠損症	0
318	シトリン欠損症	0
319	セピアプテリン還元酵素（S R）欠損症	0
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	0
321	非ケトーシス型高グリシン血症	0

	疾病名	受給者数
322	β-ケトチオラーゼ欠損症	0
323	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	0
324	メチルグルタコン酸尿症	0
325	遺伝性自己炎症疾患	0
326	大理石骨病	0
327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	0
328	前眼部形成異常	0
329	無虹彩症	0
330	先天性気管狭窄症	0
331	特発性多中心性キャスルマン病	2
	総計	1,813

* 平成 27 年 1 月 1 日から、難病の患者に対する医療等に関する法律が施行された。

* 平成 30 年 4 月 1 日から、330 疾病から 331 疾病に疾病数が拡大された。

（２）先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

先天性血液凝固因子障害等患者のおかれている特別な立場にかんがみ、その患者の医療保険の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより経済的負担を軽減し治療を促進します。

（平成 31 年 3 月 31 日現在）

疾患名	受給者証交付件数
第 I 因子（フィブリノゲン）欠乏症	1
第 II 因子（プロトロンビン）欠乏症	0
第 V 因子（不安定因子）欠乏症	0
第 VII 因子（安定因子）欠乏症	0
第 VIII 因子欠乏症（血友病 A）	2
第 IX 因子欠乏症（血友病 B）	3
第 X 因子（スチュアートプラウア因子）欠乏症	0
第 X III 因子（フィブリン安定化因子）欠乏症	0
Von Willebrand（フォン・ヴィルブランド）病	3
第 X I 因子（P T A）欠乏症	0
第 X II 因子（ヘイグマン因子）欠乏症	0
計	9

(3) 肝炎治療特別推進事業

B型・C型肝炎ウイルス性肝炎の根治を目的として行うインターフェロン治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療にかかる医療費（保険適応分）の自己負担分の一部を公費で助成します。

公費負担医療受給状況（平成30年度）

インターフェロン治療受給者数	0
インターフェロンフリー治療受給者数	39
核酸アナログ製剤治療受給者数（新規）	17
核酸アナログ製剤治療受給者数（更新）	128
合 計	184

4 難病在宅ケア事業

保健、医療及び福祉の各関係機関が相互に連携し、難病患者の療養生活を支援するとともに適切なサービスを提供できるように地域支援体制の整備をはかります。

(1) 鈴鹿地域難病地域ケア会議の開催

難病患者に対して、在宅療養生活の支援システムを構築し、関係諸機関と連携を深めるとともに、地域住民に対して疾患の理解と早期発見・早期治療のための普及啓発を行い、地域に根ざしたネットワークづくりを目的として、鈴鹿地域難病地域ケア会議を設置しています。

開催日時・場所	議 題	出 席 者
H31.1.24(木) 14:00~16:00 県鈴鹿庁舎	1. 設置要領の改正について 2. 難病在宅療養支援の手引書について 3. 平成30年度鈴鹿保健所の難病対策の取り組みについて (1) 鈴鹿保健所管内における特定医療費の受給状況について (2) 鈴鹿保健所難病在宅ケア事業について 4. 三重県の難病対策の現状と今後の方向性について 5. 三重県難病医療連絡協議会の活動について 6. 三重県難病相談支援センターからの報告 7. 各機関より情報提供・意見交換	鈴鹿市医師会・亀山医師会・鈴鹿歯科医師会・亀山歯科医師会・鈴鹿亀山薬剤師会・鈴鹿病院・鈴鹿回生病院・鈴鹿中央総合病院・亀山市立医療センター・管内訪問看護ステーション連絡協議会 2 事業所・三重県居宅介護支援専門員協会・鈴鹿市健康福祉部障がい福祉課・鈴鹿市健康福祉部長寿社会課・亀山市健康福祉部地域福祉課・亀山市健康福祉部長寿健康課・鈴鹿亀山地区広域連合・鈴鹿市社会福祉協議会・亀山市社会福祉協議会・三重県難病相談支援センター・三重県難病医療連絡協議会・三重県医療保健部健康づくり課・鈴鹿保健所 21 機関 出席者32名

(2) 医療相談事業

医療・療養生活・リハビリ・栄養等の相談・指導の場を提供することによって、難病患者及びその家族の病気や療養上の悩みを解消し、QOL（生活の質）の向上を図ることを目的として行います。

H30.11.13 (火) 県鈴鹿庁舎	難病医療相談会		相談員 神経内科医 理学療法士 管理栄養士
	パーキンソン病の患者及び家族	6組 11名	
	筋萎縮性側索硬化症の患者及び家族	2組 4名	
	医療相談	6件	
	リハビリ相談	5件	
	栄養相談	5件	

(3) 患者・家族交流会への支援

パーキンソン病、脊髄小脳変性症等の患者及び家族等が相互の親睦を図り、情報交換、自ら回復に向けて努力することを目的として開催している「ほほえみ&まりも会」が、円滑に運営できるよう支援しています。

(4) 相談及び家庭訪問数

難病患者やその家族が抱える日常生活及び療養上の問題についての相談や必要に応じて家庭訪問を行います。

	延べ数 (件)
電話による相談件数	50件
家庭訪問件数	15件

(5) 人材育成

パーキンソン病、脊髄小脳変性症、ALS等の神経難病患者やその家族の多様かつ個別のニーズに応え、在宅療養を支えていくためには、専門職の支援が必要です。

このことから、在宅療養に関わる保健、医療及び福祉関係職員等を対象に、資質の向上を目的として研修を行います。

実施日時・場所	内容	参加人数
H31.2.21 (木) 13:30~16:30	神経・筋難病医療福祉従事者研修会	40名
独立行政法人 国立病院機構 鈴鹿病院	1. 筋萎縮性側索硬化症 (ALS) について	(内訳)
	2. ALS患者の在宅呼吸療法について ～災害時、停電時、在宅での工夫など～	看護師 14名
	3. ALS患者の在宅での摂食・嚥下について ～留意点、在宅での工夫など～	介護支援専門員 9名
	4. ALS患者のコミュニケーションと 在宅ケアについて ～留意点、在宅での工夫など～	理学療法士 6名
	5. 質疑応答	言語聴覚士 1名 保健師 7名 薬剤師 1名 その他 2名

131 障がい者の自立と共生

13101 障がい者の地域移行の推進と福祉サービスの充実 (担当課：総務企画課)

主な取組内容

1. 障がいのある人が地域で自立して暮らすことのできるよう、日中活動の場やグループホーム等のサービス基盤の整備を促進します。
2. 障害福祉サービス事業者が生活全般にわたる障がい福祉サービス等を適切に提供できるよう支援をします。

1 指定障害福祉サービス事業所等設置数

(障害者総合支援法に基づくもの・サービス種類設置数) (平成31年4月1日現在)

サービスの種類	設置数計	鈴鹿市	亀山市
居宅介護	34	29	5
重度訪問介護	24	21	3
同行援護	6	5	1
行動援護	2	2	0
療養介護	2	2	0
生活介護	15	12	3
宿泊型自立訓練	1	1	0
自立訓練(生活訓練)	1	1	0
就労移行支援	6	5	1
就労継続支援A	11	10	1
就労継続支援B	30	25	5
共同生活援助	12	9	3
施設入所支援	4	4	0
短期入所	9	8	1
一般相談支援	2	2	0
特定相談支援	15	12	3

2 障害児通所支援事業所及び入所支援事業所等設置数

(児童福祉法に基づくもの・サービス種類設置数)

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

サービスの種類	設置数計	鈴鹿市	亀山市
児童発達支援	13	11	2
放課後等デイサービス	29	23	6
保育所等訪問支援	2	2	0
医療型障害児入所施設	1	1	0
障害児相談支援	11	8	3

13105 精神障がい者の保健医療の確保 (主担当：地域保健課)

主な取組内容

1. 精神障がい者の地域移行等にかかる相談を訪問、所内面接、電話等により支援します。
2. 精神障がい者の地域における生活の支援及び社会参加の促進をはかります。
3. 精神障がい者の実態把握に努め、精神保健福祉の普及・啓発をはかるとともに、通院医療費の自己負担軽減、障がい者の自立、社会参加を目的に自立支援医療費(精神通院)の支給や精神障害者保健福祉手帳の交付を行います。

1 精神障がい者保健福祉相談指導事業

種々の精神保健福祉に関する悩みを持って来所した人や電話相談に対して、医師・保健師等が相談に応じます。また、本人、家族及び主治医等から依頼があった場合、必要に応じて家庭訪問等による相談を行います。

また、精神障がい者やひきこもり者を支える関係機関の職員及びその家族が、精神疾患についての知識や理解を深めると共に、お互いの交流をはかり、日頃の悩みを話し合いながら支え合う体制づくりを構築するとともに家族会の活性化及び機能強化をはかります。

(1) 精神保健福祉相談及び訪問指導

	計	電話相談	面接	家庭訪問
相談延べ件数	478	371	60(11)	47

* ()は、こころの健康相談再掲：奇数月原則第 1 木曜日 13:30～15:30

(2) 家族支援

ア 精神障がい者家族会支援

開催回数	内容	出席回数
奇数月：第 2 木曜日 (鈴鹿保健所) 偶数月：第 3 水曜日 (ジェイエイみえ会) 年 11 回	1. 家族の交流と勉強会 2. 当事者による体験発表 3. DVD 鑑賞	9 回

イ ひきこもり者家族交流会の開催

開催回数	内容	出席回数
毎月第3火曜日 (鈴鹿保健所) 年 12回	1. 家族の交流と勉強会 2. 当事者による体験発表 3. 研修会 4. 施設見学 さくらさくら商会	11回

(3) 鈴鹿地域精神保健福祉連絡会の開催

精神保健医療福祉関係機関の連携強化を促進し、当事者が暮らしやすい地域づくりを推進します。

構成員：鈴鹿市、亀山市、管内精神科医療機関、ジェイエイみえ会、障害者総合相談支援センターあい、三重障害者職業センター、精神障がい者地域家族会、精神保健福祉ボランティア、管内市社会福祉協議会、鈴鹿公共職業安定所、管内警察署、地域包括支援センター、司法書士会、市民団体 他

開催日・場所	内 容	出席者数
平成 30 年 5月 17日 (木) 県鈴鹿庁舎 4階 46 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ● 第 1 回委員会 ・精神保健福祉事業に関する平成 29 年度実績及び平成 30 年度事業計画について ・精神障がい者アウトリーチ地域支援体制構築事業の活動報告について ・三重県こころの健康センターの事業について ・各機関からの情報提供 	30 人
平成 30 年 9月 27日 (木) 県鈴鹿庁舎 4階 46 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担当者部会 (兼 鈴鹿地域うつ・自殺対策ネットワーク会議 支援者スキルアップ研修) 講演 「子ども・若者からの SOS を受け止め、地域で支援・連携していくために」 三重県立こころの医療センター 精神保健福祉士 山本 綾子 氏 	20 人
平成 31 年 2月 7日 (木) 県鈴鹿庁舎 4階 46 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ● 第 2 回委員会 ・鈴鹿地域精神保健福祉連絡会設置要綱の改正について ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた鈴鹿地域の取組について ・平成 30 年度鈴鹿地域精神保健福祉連絡会実績報告及び 31 年度計画 (案) ・各機関からの情報提供 	28 人

(4) 市及び関係機関に対する支援

精神障がい者を地域で支える体制づくりをより具体的にすすめるために市及び関係団体に情報提供や技術的協力などを支援します。

ア 精神障がい者アウトリーチ地域支援体制整備事業

対象者選定会議

参加回数	内容	参加者
9回	委託事業所に紹介のあったケースについて、事業の対象者としての可否を判断	管内精神保健医療福祉関係機関の実務者

定例情報交換会

参加回数	内容	参加者
12回	情報交換、ケースの共有	委託事業所、保健所

イ ケース（事例）会議

参加回数	内容	参加者
16回	処遇困難ケースについてケース及び家族にかかわる支援体制等の検討	鈴鹿市、亀山市、鈴鹿厚生病院、小学校、警察、障害者総合相談支援センターあい、地域包括支援センター 他

ウ 自立支援協議会 精神保健ワーキングへの参加

参加回数	内容	参加者
6回	個別支援事例を通して地域課題を抽出し、地域自立支援協議会へ課題を提言する。	管内精神保健医療福祉関係機関及び団体の実務者

(5) 鈴鹿保健所地域精神保健福祉危機管理連絡会（精神危機ネット鈴鹿）の開催

開催日・場所	内 容	出席者数
平成 31 年 3月 22 日 県鈴鹿庁舎 4 階 41 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・「措置入院の運用に関するガイドライン」と「地方公共団体による精神障がい者の退院後支援に関するガイドライン」について ・平成 30 年度通報件数と対応結果について ・各機関における通報時の対応体制と課題について 	16 人

2 精神保健医療対策

精神保健福祉法に基づく申請、通報、届出のあった精神障がい者が、その障がいのために自身を傷つけ又は他害のおそれのあるときは、精神保健指定医に受診させ、その結果に基づいて医療及び保護を行います。

(1) 精神保健措置事業

精神保健福祉法に基づく申請、通報の受理・措置状況

区 分	件数	うち診察件数	うち入院件数
法第 22 条申請（診察及び保護の申請）	0	0	0
法第 23 条通報（警察官の通報）	29	26	17(9)
法第 26 条の 2 届出（精神科病院管理者の届出）	0	0	0
計	29	26	17(9)

()は法第 29 条による措置入院件数

(2) 精神通院医療費負担事業（自立支援医療）

精神障がい者の適正な医療の普及と社会復帰の促進を目的として、通院治療に要する医療費の一部を公費負担します。（有効期間：1 年間）

受給者証の交付者数（平成 31 年 3 月 31 日現在）

	計	鈴鹿市	亀山市
交付者数	3,982	3,351	631

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付事業

手帳の交付を受けた者に対し、各方面の協力により各種の支援策を講じられることを促進し、精神障がい者の自立と社会参加の促進をはかります。（有効期間：2 年間）

精神障害者保健福祉手帳所持状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）

交付者数		計	鈴鹿市	亀山市
障害等級	1 級	131	114	17
	2 級	1,058	876	182
	3 級	478	390	88
計		1,667	1,380	287

132 支え合いの福祉社会づくり

13203 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進（担当課：総務企画課）

主な取組内容

1. 「三重おもいやり駐車場利用証制度」を推進します。

1 三重おもいやり駐車場利用証制度

平成 31 年 3 月 31 日現在

鈴鹿保健所利用証交付数：166枚
 施設数：鈴鹿市 290 施設 497 区画
 亀山市 40 施設 71 区画

13206 戦没者遺族等の支援（担当課：健康増進課）

主な取組内容

1. 原子爆弾被爆者の健康管理や各種手当の支給等を実施します。

1 原子爆弾被爆者対策事業

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により、被爆者健康手帳所持者等の健康管理のため、毎年2回の定期健康診断及び希望者に対してがん検診を実施します。また、同法に基づく各種手当を対象者に支給します。

(1) 被爆者健康手帳所持者（平成31年3月31日現在）

	計	鈴鹿市	亀山市
所持者数	34	31	3

(2) 被爆者健康診断受診状況

ア 定期健康診断受診者数

	検診期間	受診者数
第1回	平成30年5月14日～7月13日	16
第2回	平成30年11月1日～12月21日	15

イ 希望者健康診断者数

希望者数	0
------	---

ウ がん検診受診者数

	胃がん	肺がん	乳がん	子宮がん	多発性骨髄腫	大腸がん
受診者数	0	0	0	0	1	0

(3) 各種手当受給状況

(平成31年3月31日現在)

手当名等	支給対象者数
医療特別手当	1
健康管理手当	23
保健手当（一般）	2
保健手当（増額）	0

手当名等	支給対象者数
介護手当	0
家族介護手当	0
葬祭料	4

* 葬祭料については、平成30年度支払い件数

144 薬物乱用防止と動物愛護の推進等

14401 薬物乱用防止対策の推進（担当課：衛生指導課）

主な取組内容

1. 不正けし等について民間団体等と協働して発見、除去に取り組みます。
2. 薬物乱用の未然防止をはかるため、街頭における啓発活動等を実施します。
3. 医療機関や麻薬小売業者等への立入検査を実施し、麻薬及び向精神薬の適正使用と適正な管理を指導します。

1 不正けし等の発見、除去

不正栽培の防止及び自生している不正大麻・けしを撲滅するために自生けし等の除去を行います。

(1) 県民参加で実現する“けしのクリーンアップ”運動

関係機関及び薬物乱用防止指導員、市、自治会等の民間団体の協力を得て、不正大麻・けしについて広く県民に正しい知識の普及と自生けし等の除去を行います。

運動期間	除去活動協力団体	活動回数・除去本数
平成 30 年 4 月 1 日～ 6 月 30 日	鈴鹿市保護司会 亀山保護司会 鈴鹿亀山薬剤師会 ロータリークラブ ライオンズクラブ 他	活動回数 20 回 除去本数 29,564 本

2 薬物乱用防止対策

覚せい剤、麻薬、大麻、危険ドラッグなどの薬物乱用は本人の心身に害を及ぼすことはもちろんのこと、凶悪犯罪を誘発するなど社会的、経済的にも計り知れない害悪を及ぼします。特に、最近の厳しい薬物情勢に対処するため薬物乱用防止のため啓発活動に取り組みます。

(1) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動街頭キャンペーンの実施

国連の薬物乱用問題への取り組みのひとつである「国連薬物乱用根絶宣言」の支援事業の一環として本運動を行い、青少年を主体に広く県民に薬物の恐ろしさ、乱用防止の大切さを強く訴え、乱用撲滅への県民の合意を形成するとともに意識の高揚をはかります。

(キャンペーン期間：毎年 6 月 20 日から 7 月 19 日まで)

ア 街頭キャンペーンの実施

鈴亀地区薬物乱用防止指導者協議会の協力を得て街頭キャンペーンを実施します。

実施日	実施場所	実施内容
平成 30 年 7 月 2 日(月)	近鉄白子駅、J R 亀山駅、井田川駅、関駅、亀山エコー等	若年層に啓発資材の配布
平成 30 年 7 月 8 日(日)	イオンモール鈴鹿店	若年層に啓発資材の配布

(2) 麻薬・覚せい剤乱用防止運動の実施

麻薬・覚せい剤等の乱用による危害を広く県民に周知させ、県民一人ひとりの認識を高めることにより、麻薬・覚せい剤等の根絶をはかります。

(運動期間：毎年 10 月 1 日から 11 月 30 日まで)

ア ポスター等による啓発活動の実施

「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」ポスターの掲示

実施期間・場所	実施内容
平成 30 年 10 月 1 日～11 月 30 日 鈴鹿市役所、鈴鹿市役所地区市民センター、鈴鹿市立公民館、 イオンモール鈴鹿 等	「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」ポ スターの掲示

三重県が募集した作品の掲示

実施期間・場所	実施内容
平成 30 年 11 月 15 日～11 月 18 日 イオンモール鈴鹿	「薬物乱用防止」入賞ポスターの展示
平成 30 年 12 月 21 日～平成 31 年 1 月 9 日 鈴鹿ハンター	「薬物乱用防止」応募ポスターの展示 (鈴鹿地区)
平成 31 年 1 月 18 日～1 月 21 日 亀山エコー	「薬物乱用防止」応募ポスターの展示 (亀山地区)

3 麻薬等関係施設等

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

施設等	計	鈴鹿市	亀山市	調査監視件数	
麻薬製造業者	1	1	0	1	
麻薬輸入業者	0	0	0	0	
麻薬小売業者	92	76	16	68	
麻薬診療施設	病院	12	9	3	21
	診療所	66	56	10	3
	家畜診療所	18	15	3	2
麻薬研究者	4	4	0	5	
覚せい剤製造業者	1	1	0	1	
覚せい剤研究者	2	2	0	2	
覚せい剤原料研究者	0	0	0	0	
覚せい剤原料取扱者	2	2	0	1	
計	198	166	32	104	

14402 人と動物との共生環境づくり（担当課：衛生指導課）

主な取組内容

1. 狂犬病予防及び犬による危害を防止するため、野犬の捕獲、抑留並びに飼い犬の引取りを行います。
2. 動物の適正飼養の普及啓発を進め、動物に対する正しい理解のもとに生命を尊重する精神を育むために、「動物愛護ポスター展」や「犬との接し方教室」等を実施します。
3. 「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「三重県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、動物取扱業の登録事務や飼養施設の監視指導を実施します。

1 狂犬病予防

「狂犬病予防法」並びに「三重県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、野犬の捕獲、並びに犬や猫の引取りを行います。

畜犬捕獲等業務、咬傷犬届及び猫収容数

犬捕獲等業務				咬傷犬 (届出数)	猫収容頭数
犬捕獲頭数	犬引取頭数	犬返還頭数	犬処分頭数		
27	58	65	20	10	73

2 特定動物の飼養状況

哺乳類・鳥類・爬虫類の中で、人の生命・身体・財産に侵害を与えるおそれのある動物の飼養には「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく許可が必要です。

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

飼育場所	種類	数	目的
鈴鹿市	ニホンザル	2 匹	展示
鈴鹿市	ヨウスコウワニ	1 匹	愛がん
鈴鹿市	イヌワシ	1 羽	愛がん
亀山市	ニホンザル	1 匹	その他
亀山市	ニホンザル	3 匹	愛がん

3 犬・猫の飼育に関する苦情受付件数

計	放し飼い	迷惑・モラル等 (ふん・鳴き声等)	野犬捕獲依頼	失踪照会に 関すること	譲渡に関 すること	飼育動物の 引取り依頼	その他
1,134	19	139	91	388	109	98	290

4 動物愛護の絵・ポスター展

毎年、9 月 20 日から 26 日に定められている動物愛護週間行事の一環として各小学校、中学校の児童、生徒を対象に動物愛護の絵・ポスターを募集し、入賞作品を展示します。

(1) 動物愛護の絵・ポスター応募枚数

	計	鈴鹿市	亀山市
小学校	2,079	2,023	56
中学校	172	172	0

(2) 動物愛護の絵・ポスター入賞作品展

展示期間	会場
平成 30 年 10 月 18 日 (木) ~10 月 23 日 (火)	鈴鹿ハンター

5 動物取扱業の登録状況

「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「三重県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、動物の販売等を営む事業所は登録が必要です。

(1) 登録状況

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

業種	販売	保管	貸出	訓練	展示
登録数	59	42	1	6	9

14403 医薬品等の安全な製造・供給の確保 (担当課：衛生指導課)

主な取組内容

1. 薬局や医薬品販売施設等の監視指導の充実や自主管理体制の促進をはかります。
2. 毒物劇物製造施設等の監視指導を実施し、毒物劇物の安全な取扱いを推進するとともに事故の発生防止に努めます。
3. 「愛の血液助け合い運動」をはじめとするキャンペーンに取り組み、献血思想の普及啓発等による献血の推進をはかり県内で必要な血液を確保します。

1 薬事

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法等に基づき、医薬品等の製造、流通、消費に至るまで保健衛生上の見地から監視指導を実施します。

(1) 薬事関係施設数

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

施設名		計	鈴鹿市	亀山市	調査監視件数	
薬局		108	88	20	74	
薬局医薬品製造業		4	4	0	2	
薬局医薬品製造販売業		4	4	0	2	
医薬品	店舗販売業	48	37	11	21	
	卸売販売業	12	10	2	6	
	薬種商販売業	0	0	0	0	
	特例販売業	1	0	1	1	
医療機器	販売業	高度管理医療機器等	86	70	16	41
		管理医療機器	583	466	117	107
	貸与業	高度管理医療機器等	34	27	7	10
		管理医療機器	42	38	4	28
毒物劇物	製造業		7	2	5	4
	販売業	一般	52	40	12	22
		農業用品目	29	22	7	7
		特定品目	4	4	0	0
	要届出業務上取扱者		2	1	1	2
計		1016	813	203	327	

2 献血推進

医療に必要な血液製剤をすべて自国の献血で確保する体制を早期に確立するため、献血思想の普及、献血組織の充実に努め、特に輸血による安全性向上の面から、400mL 献血の推進をはかります。

また、少子高齢化の進行により献血可能人口の減少が懸念されることから管内高校等を訪問し、将来の献血を担う若年層への普及啓発に取り組みます。

(1) 「愛の血液助け合い運動」街頭ページェントの実施

実施日・場所	実施内容	申込者数	献血者数
平成 30 年 8 月 5 日 (日) イオンモール鈴鹿	・街頭献血及び啓発資材の配布 ・セレモニー (ビンゴ大会等)	130	108

(2) 献血キャンペーンの開催

開催日・場所	申込者数	献血者数
平成 31 年 1 月 6 日 (日) イオンモール鈴鹿	59	53
平成 31 年 2 月 3 日 (日) イオンモール鈴鹿	65	56
平成 31 年 3 月 10 日 (日) イオンモール鈴鹿	70	62

(3) 移動採血車による献血者数

	400mL 献血
鈴鹿市	4,463
亀山市	808
計	5,271

(4) 管内高等学校等の訪問数

訪問数	12
-----	----

14404 生活衛生営業の衛生確保 (担当課：衛生指導課)

主な取組内容

1. 生活衛生関係事業者に対し衛生指導を行い、衛生水準意識の向上と自主管理体制の整備に努めます。
2. 理容・美容所等の立入調査や旅館の監視指導を行います。

1 生活衛生

理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場等日常生活に密着した営業施設に対して衛生水準の維持向上をはかるため、施設の監視指導を行います。

(1) 生活衛生関係営業施設・調査監視数 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

施設名	施設数	調査監視件数
理容所	219	31
美容所	460	56
クリーニング所	工場	35
	取次所	97
旅館	85	31
公衆浴場	29	14
興行場	6	1
計	931	138

145 食の安全・安心の確保

14501 食の安全・安心の確保 (担当課：衛生指導課)

主な取組内容

1. 食品の製造、流通および販売にいたる各段階で、食中毒の発生頻度や広域流通性等の視点で危害発生リスクが高いと考えられる施設の重点監視、指導、検査を実施します。

1 食品衛生

食品による危害の発生を防止するため、食品衛生法に基づく許可営業施設等に対する監視指導の実施と流通食品等の収去検査を行います。

また、食品取扱い者及び消費者に対して衛生講習を行うなど、食品衛生思想の普及啓発を行い、食品衛生指導員による自主活動を推進し、食中毒の予防に努めます。

(1) 食品関係営業施設数

ア 食品衛生法第52条による許可施設【自動車、臨時、露店は除く】

(平成31年3月31日現在)

業種	計	鈴鹿市	亀山市
飲食店営業	2,013	1,642	371
菓子製造業	323	253	70
乳処理業	0	0	0
乳製品製造業	2	1	1
魚介類販売業	245	194	51
魚介類せり売営業	3	2	1
魚肉ねり製品製造業	1	1	0
食品の冷凍又は冷蔵業	9	8	1
缶詰又は瓶詰食品製造業	1	0	1
喫茶店営業（内数：自動販売機）	646(622)	484(462)	162(160)
あん類製造業	1	0	1
アイスクリーム類製造業	55	36	19
乳類販売業	342	265	77
食肉処理業	11	8	3
食肉販売業	251	196	55
食肉製品製造業	4	4	0
みそ製造業	5	4	1
しょうゆ製造業	2	2	0
ソース類製造業	0	0	0
酒類製造業	2	1	1
豆腐製造業	4	3	1
めん類製造業	5	5	0
そうざい製造業	24	16	8
添加物製造業	3	3	0
清涼飲料水製造業	5	2	3
冰雪製造業	1	1	0
冰雪販売業	2	2	0
	3,960	3,133	827

イ 三重県食品衛生規則第5条による届出施設

(平成31年3月31日現在)

業種	計	鈴鹿市	亀山市	
許可を要しない食品の製造業	246	179	67	
許可を要しない添加物の製造業	2	2	0	
給食施設	学校	37	24	13
	病院・診療所	19	15	4
	事業所	5	3	2
	その他	162	122	40
計	471	345	126	

ウ 監視指導状況

ランク（監視目安）	対象施設数	監視件数
A（年2回監視）	197	611
B（年1回監視）	209	301
C（5年に1回監視）	4,319	1,431

エ 食品等の収去及び拭き取り検査結果

検査結果 収去検体		試験した収去検体数	不適検体数	不適理由（延数）						
				細菌数等	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	抗菌性物質	その他*
魚介類		10	0	0	0	0	0	0	0	0
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生食用冷凍鮮魚介類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品（缶詰・びん詰を除く。）		0	0	0	0	0	0	0	0	0
肉卵類及びその加工品（缶詰・びん詰を除く。）		2	0	0	0	0	0	0	0	0
生乳		0	0	0	0	0	0	0	0	0
牛乳		0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品		0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳類加工品（アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。）		0	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓		0	0	0	0	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品（缶詰・びん詰を除く。）		8	0	0	0	0	0	0	0	0
野菜類・果物及びその加工品（缶詰・びん詰を除く。）		26	0	0	0	0	0	0	0	0
菓子類		27	3	0	0	0	0	0	0	3
清涼飲料水		0	0	0	0	0	0	0	0	0
酒精飲料		0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷雪		0	0	0	0	0	0	0	0	0
水		0	0	0	0	0	0	0	0	0
缶詰・びん詰食品		6	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の食品		125	2	0	0	0	0	0	0	2
添加物	化学的合成品及びその製剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の添加物	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装		0	0	0	0	0	0	0	0	0
おもちゃ		0	0	0	0	0	0	0	0	0
拭き取り		0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		204	5	0	0	0	0	0	0	5

* その他は三重県衛生管理指標に不適合であったものです。

(2) 食中毒予防

食中毒事件が発生した場合、危害の拡大防止、再発防止のために原因究明の調査・指導を行います。

ア 食品衛生月間における啓発活動

厚生労働省は、8月を食品衛生月間と定め、全国的に食品衛生思想の普及・啓発をより一層強力に推進しており、その一環として啓発活動を行います。

実施日	実施場所	実施内容
平成30年8月1日(水)	鈴鹿ハンター	啓発資材配布、手洗い実験、臨時食品衛生相談コーナー開設、ポスター掲示
平成30年8月6日(月)	亀山エコー	啓発資材配布、手洗い実験、臨時食品衛生相談コーナー開設、ポスター掲示

イ 食中毒事故発生件数 (0件)

ウ 調理師及び製菓衛生師免許取得状況

	試験申込者数	受験者数	合格者数	合格率 (%)	免許申請者数
調理師	44	42	30	71.4	35
製菓衛生師	16	14	9	64.3	10

146 感染症の予防と拡大防止対策の推進

14601 感染症予防のための普及啓発の推進 (担当課：健康増進課)

主な取組内容

感染症の発生の予防及びまん延の防止を目的としてホームページに感染症発生動向調査の情報を提供します。

1 感染症発生動向調査事業

感染症に関する情報を収集し、NESID(感染症サーベイランスシステム)で感染症情報センターに報告します。感染症の発生状況を把握することで、まん延を防止します。

情報収集箇所は、インフルエンザ定点医療機関10カ所、小児科定点医療機関6カ所、眼科定点医療機関1カ所、STD定点医療機関2カ所、基幹定点医療機関1カ所です。

2 1類～3類感染症の発生及び行政検査の状況

(1) 1類・2類感染症(結核を除く)の発生件数

発生数	0件 (過去5年間の発生件数 0件)
-----	--------------------

(2) 3類感染症の発生状況(腸管出血性大腸菌感染症を除く)の推移

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
疾患名及び件数	腸炎 1件	0件	細菌性赤痢 1件	0件	パラチフス1件 細菌性赤痢2件	細菌性赤痢 1件

(3) 腸管出血性大腸菌感染症の推移

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
患者数	8	10	1	6	2	7
無症状病原体保有者数	3	3	2	3	1	1

(4) 検疫所からの検疫通報及び調査件数

通報件数	調査件数
0	0

(5) 細菌培養検査実施件数（行政検査分）

計	細菌性赤痢	コレラ	腸チフス	パルチフス	腸管出血性大腸菌	麻しん	風しん	ノロウイルス
49	3	0	0	2	44	0	0	0

14603 感染症対策のための相談・検査の推進（担当課：健康増進課）

主な取組内容

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定されている感染症の発生を予防するとともに、患者が発生した場合、家族等の接触者に対して調査や検査を実施し、まん延を防止します。
2. エイズをはじめとする性感染症や特定感染症のまん延防止をはかるため、知識の普及、啓発を行うとともに、検査、医療等の相談など総合的に事業を展開します。
3. 結核患者の早期発見・早期治療のため、家族、接触者に対して健康診断を実施し、結核のまん延を防ぎます。また、結核患者の治療に対して公費負担を行います。

1 エイズ及び特定感染症対策

エイズに対する正しい知識の普及啓発をはかるとともに、相談及び抗体検査を実施します。また、希望者には、抗体検査時に特定感染症（梅毒・肝炎）の検査も実施します。

(1) 相談、検査状況

	計	男	女
エイズ相談件数	185	128(69.2%)	57(30.8%)
エイズ検査件数	179	122(68.2%)	57(31.8%)

(2) 相談・検査件数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談数	261	200	183	184	185
検査数	246	187	180	177	179

(3) 特定感染症（梅毒、肝炎）検査件数

	計	男	女
梅毒	178	120	58
B型肝炎	189	123	66
C型肝炎	190	124	66

(4) HIV・性感染症予防研修会の開催

開催日・場所	内容	参加者
平成30年8月1日(水) 白子ウィメンズホスピタル	講義「生と性の教育について」 講師 白子クリニック 副院長 菅谷垂弓 氏 講義「最近の産婦人科事情について」 講師 白子クリニック 院長 二井 栄 氏	養護教諭、大学教諭、大学生、 保健師、市・県関係者、医療 関係者 等 32名
平成30年9月27日(木) 三重県鈴鹿庁舎 4階 46 会議室	講義「子ども・若者からの SOS を受け止 め、地域で支援・連携していくために」 講師 三重県立こころの医療センター 精神保健福祉士 山本 綾子 氏	養護教諭、保健師、市・県関 係者 等 20名
平成30年11月22日(木) 鈴鹿大学 I棟	講義 「HIV/エイズ・性感染症の最近の 動向と予防について」 ～増えている若者の梅毒の現状と対応～ 講師 三重県立総合医療センター 感染管理認定看護師 岡本 真一 氏	養護教諭、大学教諭、大学生、 保健師、市・県関係者 等 34名

2 ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業

利用者の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査を実施し、肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談や陽性者のフォローアップにより早期治療に繋げ、重症化予防を図ります。

同意者（平成31年3月31日現在）：19名（平成30年度新規同意者7名）

検査費用助成申請件数（平成30年度）：6件（述べ9件）

3 結核対策

平成19年4月、結核予防法は感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）に統合され、結核は2類感染症に位置づけられました。結核患者に対する適正な医療を普及し、確実な治療への支援を行い、地域の実情に応じた結核対策を行うため、関係機関との協働を推進します。また、結核患者の人権に配慮しつつ、感染拡大の防止、患者の早期発見を目的に、患者・家族・接触者健診を実施し、患者管理の徹底に努めています。

(1) 定期結核健康診断・予防接種実施状況

(平成 30 年度)

区分	保健所活動以外分				結果	
	BCG 接種者数	胸部 X 線撮影検査			結核患者数	患者発見率
		対象者数	受診者数	受診率		
事業者	0	9,598	9,458	98.5%	0	0.0
学校長	0	3,109	3,098	99.6%	0	0.0
施設長	0	1,685	1,673	99.3%	0	0.0
市町長	1,933	62,523	12,756	20.4%	0	0.0
計	1,933	76,915	26,985	35.1%	4	0.01

(2) 結核統計

ア 新登録患者数

() は、感染性肺結核の再掲

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
計	38(19)	34(23)	26(18)	30(14)	32(15)
鈴鹿市	32(16)	25(16)	22(15)	26(11)	28(13)
亀山市	6(3)	9(7)	4(3)	4(3)	4(2)

イ 新登録患者数 (活動性分類・年齢別)

(平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日)

病型別 年齢区分	計	肺結核活動性			肺外結核 活動性	(別掲) 潜在性結核 感染症
		喀痰塗沫陽性	その他 結核菌陽性	菌陰性・その他		
計	18	9	6	1	2	14
0～4	0	0	0	0	0	1
5～9	0	0	0	0	0	0
10～14	0	0	0	0	0	0
15～19	0	0	0	0	0	0
20～29	0	0	0	0	0	1
30～39	1	0	1	0	0	2
40～49	3	0	1	1	1	3
50～59	2	2	0	0	0	1
60～69	0	0	0	0	0	3
70～79	2	0	1	0	1	3
80～	10	7	3	0	0	0

ウ 登録患者及び登録除外者の状況

平成 29 年末現在 登録数	年内登録			年内登録除外	平成 30 年末現在 登録数
	新規	転入	計		
68	34	0	34	23	79

(3) 健康診断の実施状況

結核患者家族及び接触者健診、管理検診を実施し、結核患者の早期発見、感染拡大防止に努めています。定期的に月2回実施する他、必要に応じて随時実施しています。

(平成30年度分集計)

区分	ツベルクリン 反応	直接撮影	QFT 検査	要医療	要観察
患者家族健診	0	15	94	3	11
接触者健診(家族以外)	0	23	106	2	17
管理検診	-	44	-	0	0

※検査方法に重複あり

(4) 結核医療事業

感染症法により、結核のまん延を防止するため必要があると認めるときは、患者を結核病床の有する病院へ入院することを勧告することができます。

これにより生じた治療に要する入院医療費は同法第37条で、また通院医療費は同法第37条の2により公費負担します。治療の内容に関しては、随時、感染症診査協議会で診査し、医療の適正化をはかります。

ア 感染症診査協議会

(平成30年度分集計)

開催状況	開催回数	診査件数
感染症診査協議会(臨時)	11	12
感染症診査協議会(定例)	23	80

イ 感染症診査協議会委員名簿(順不同)

役職	委員名	出身団体等名称
委員長	川上 恵基	鈴鹿中央総合病院
委員	岡 宏次	鈴鹿回生病院
委員	富田 昌孝	富田内科
委員	東 英敬	亀山市立医療センター
委員	藤原 芳朗	鈴鹿医療科学大学
委員	宮崎みつ子(※1)	人権擁護委員
委員	草川 美幸(※2)	人権擁護委員

(※1) 平成30年12月31日まで

(※2) 平成31年1月1日から平成31年3月31日まで

ウ 結核医療費の状況(平成 30 年度分集計)

(ア)感染症法第 37 条の規定による結核医療費の被保険者等別公費負担の状況

	計	被用者保険		国民健康保険			後期高齢者医療制度	生活保護法	その他
		本人	家族	一般	退職本人	退職家族			
申請件数	26	1	0	8	0	0	17	0	0
承認件数	26	1	0	8	0	0	17	0	0

(イ)感染症法第 37 条の 2 の規定による結核医療費の被保険者等別公費負担の状況

	計	被用者保険		国民健康保険			後期高齢者医療制度	生活保護法	その他
		本人	家族	一般	退職本人	退職家族			
申請件数	30	7	2	6	0	0	12	2	1
承認件数	30	7	2	6	0	0	12	2	1

エ 病状別受療状況

(平成 30 年 12 月 31 日現在)

区分	計	活動性結核			肺外結核 活動性	不活動性結核	活動性不明	(別掲) 潜在性結核感染症
		登録時 喀痰塗抹 陽性	登録時 その他 結核菌 陽性	登録時 菌陰性・ その他				
計	56	5	5	1	1	16	28	23
治療中	入院	3	3	0	0	0	0	0
	外来(他疾患入院)	1	0	0	0	0	1	0
	外来(通院)	9	2	5	1	1	0	9
治療なし	43	0	0	0	0	16	27	14
不明	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 結核患者・家族指導

ア 指導状況

結核患者と家族、接触者に対する、療養や服薬、健診についての指導を行います。

(平成 30 年度)

	訪問指導	来所面接	電話相談
延件数	95 件	101 件	596 件

(6) 結核対策特別推進事業

ア 目的

「患者の確実な治癒」を目指して、地域の関係者が連携し、患者の規則的な服薬が継続できるよう、地域での柔軟な患者支援を展開しています。

イ 事業内容

(ア) 院内 DOTS と地域 DOTS の連携と協力

DOTS カンファレンスに参加 (平成 30 年度)

開催場所	参加回数	対象者数
三重中央医療センター	5	7

(イ) 地域 DOTS の実施

(平成 30 年度)

地域 DOTS 対象者	地域 DOTS 実施件数		
	タイプ A	タイプ B	タイプ C
実人数	0	0	42

※服薬確認 タイプ A : 原則毎日 タイプ B : 週 1~2 回以上 タイプ C : 月 1~2 回以上

平成 30 年度 DOTS 実施件数

		対象者数	うち、 実施者数	院内	訪問	郵送	外来	薬局	その他 (来所、面接、 連絡確認、施設)
結核患者	実件数	30	28	2	10	2	0	0	14
	延件数	-	119	-	44	5	0	0	70
潜在性結核 感染症	実件数	16	13	0	6	0	0	0	7
	延件数	-	153	-	23	0	0	0	130
合計	実件数	46	41	2	16	2	0	0	21
	延件数	-	272	-	67	5	0	0	200

※重複あり。

(ウ) 地域 DOTS の体制推進

平成 25 年度より施設 DOTS を導入し、介護施設等に入所している対象者に DOTS が実施できる
よう施設に協力を求め、対象者の生活状況に応じた DOTS 支援を目指しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
協力施設数	8	2	2	2	5
対象者数	9	2	2	2	6

(エ) コホート検討会の実施

開催日・場所	参加者	内容
平成 30 年 7 月 19 日 三重中央医療センター	三重中央医療センター (医 師、看護師、薬剤師、臨床 検査技師、MSW)、薬務感 染症対策課、保健所関係者 (保健所長、保健師) 等	<ul style="list-style-type: none"> ・治療成績のコホート分析とその検討 ・地域 DOTS 実施方法及び支援の評価、 見直し ・地域の結核医療及び結核対策全般に関 する課題について検討

第2節 「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～

232 結婚・妊娠・出産の支援

23202 不妊に悩む家族への支援（担当課：総務企画課）

1 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療を受けられた夫婦に対し、その費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減をはかります。

	28年度	29年度	30年度
鈴鹿市	275件(174組)	294件(288組)	322件(307組)
亀山市	68件(41組)	109件103組)	89件(84組)
計	343件(215組)	403件(391組)	411件(391組)

23203 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実（主担当：地域保健課）

主な取組内容

各市が、妊娠・出産・育児における「地域の強みを生かした切れ目のない母子保健体制」を整備できるよう人材育成、関係機関調整等、体制整備の支援を行います。

1 健やか親子支援事業

各市と共に、妊娠出産期から思春期までのライフステージに応じて、親と子が健やかに暮らせる体制づくりをめざします。

(1) 関係機関との連絡調整

個別保健指導の一貫として、ケース（事例）を取り巻く関係機関とのネットワークづくりを目的に連絡会議に参加します。

会議	参加機関
鈴鹿市ハイリスク妊婦抽出ケースカンファレンス 11回	鈴鹿市健康づくり課・子ども家庭支援課 鈴鹿保健所

(2) 市における母子保健体制整備

育児不安の解消と子どもの安らかな発育の促進をはかるため関係機関と支援体制について検討会議に参加します。

開催回数	参加機関
鈴鹿市要保護児童・DV対策地域協議会 実務者会議 3回	市医師会、児童相談所、女性相談所、鈴鹿警察署、 津地方法務局、民生児童委員協議会、教育関係機関、 消防本部、児童養護施設、市関係各課、鈴鹿保健所
亀山市乳児健診委員会 3回	亀山医師会（小児科医会）、亀山市、鈴鹿保健所
県・市町母子保健事業意見交換会 1回	鈴鹿市健康づくり課、亀山市長寿健康課、県子育て 支援課、北勢児童相談所、鈴鹿保健所

(3) 思春期における保健

H I V・性感染症予防ワーキング（ハートライフの会）と共催し研修会を開催します。

※ 平成 30 年度実績については、エイズ及び特定感染症対策 （4）H I V・性感染症予防研修会の開催のとおり。

2 小児慢性特定疾病医療費助成事業

小児の慢性疾病のうち国が定めた特定疾病は、極めて治療が困難で、長期にわたる治療を必要とするため、医療費の負担も高額となります。当該疾病の治療方法に関する研究等に資する医療給付を行うことで経済的負担を軽減し、健全な育成をはかります。

（平成 31 年 3 月 31 日現在）

疾病区分	計	鈴鹿市	亀山市
悪性新生物	57	47	10
慢性腎疾患	14	12	2
慢性呼吸器疾患	13	11	2
慢性心疾患	50	34	16
内分泌疾患	60	49	11
膠原病	11	10	1
糖尿病	16	14	2
先天性代謝異常	4	3	1
血友病等血液疾患	11	11	0
免疫疾患	0	0	0
神経・筋疾患	37	27	10
慢性消化器疾患	12	11	1
染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	7	5	2
皮膚疾患	0	0	0
骨系統疾患	2	2	0
脈管系疾患	1	1	0
計	295	237	58

3 母体保護事業

母体の生命健康を保護することを目的として母体保護法に基づき届出が行われます。

(1) 不妊手術届出数 (法第 3 条及び法第 25 条に基づく届出)

		計	20 歳 未 満	20 〜 24	25 〜 29	30 〜 34	35 〜 39	40 〜 44	45 〜 49	50 歳 以 上	不 詳
法第 3 条第 1 項	第 1 号該当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第 2 号該当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 人工妊娠中絶 (法第 14 条及び法第 25 条に基づく届出) (年齢別・在胎週別届出数)

	計	13 歳 未 満	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	19 歳	20 〜 24	25 〜 29	30 〜 34	35 〜 39	40 〜 44	45 〜 49	50 歳 以 上	不 詳
計	269	0	0	1	0	4	4	7	8	57	52	57	53	23	3	0	0
満 7 週以前	166	0	0	0	0	2	2	3	2	32	34	39	34	16	2	0	0
8 週～11 週	98	0	0	1	0	2	2	4	5	25	17	16	18	7	1	0	0
12 週～15 週	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
16 週～19 週	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
20 週～21 週	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

Ⅲ 職員力・組織力の向上に向けて

1 鈴鹿保健所組織力向上委員会の開催

所の経営の質を高めるため、組織の問題点（気づき）をアセスメントし、それらの改善を目的として開催しています。

構成員：保健衛生室長、総務企画課（2名）、地域保健課（1名）、健康増進課（1名）、衛生指導課（1名） 計6名

回数	開催日	内容
第1回	平成30年4月20日（金）	1. 鈴鹿保健所組織力向上委員会について 2. 平成29年度の取り組みと今年度の方針
第2回	平成30年5月15日（火）	1. 基本テーマ「来庁者対応の改善」のうち、来庁者対応について、課題と問題点の洗い出し
第3回	平成30年6月6日（水）	1. 基本テーマ「来庁者対応の改善」のうち、案内表示、来客スペース配置について詳細を検討
第4回	平成30年7月20日（金）	1. 基本テーマ「来庁者対応の改善」のうち、「待ち時間対応」「環境」を検討—パンフレットを手渡し、室内全灯
第5回	平成30年8月17日（金）	1. 基本テーマ「来庁者対応の改善」のうち、「人的対応・接遇」「不在時対応」について検討
第6回	平成30年9月20日（木）	1. 基本テーマ「来庁者対応の改善」のうち、「書類、簿冊の整理基準」「共有フォルダの整理基準」
第7回	平成30年10月23日（火）	1. 基本テーマ「来庁者対応の改善」のうち、「書類、簿冊の整理基準」のためのロッカー内整理とロッカー配置換え 2. 児相新設工事に伴う不用品整理
第8回	平成30年11月16日（金）	1. 基本テーマ「来庁者対応の改善」のうち、パンフレット掲示方法見直し、来庁者への情報を積極的に配付 2. 個人情報への配慮具体化—決裁文書の運用ルール
第9回	平成30年12月21日（金）	1. 災害時初動訓練について、訓練内容の検討、確定、実施準備
第10回	平成31年1月28日（月）	1. 災害時初動訓練について、実施後の検証—アクションカード、チェックリスト、各マニュアルの再確認
第11回	平成31年2月20日（水）	1. 「所内決め事」、「対応マニュアル」の見直し
第12回	平成31年3月15日（金）	1. 「所内決め事」「対応マニュアル」の修正確定 2. 次年度年間テーマを検討—「危機管理」に決定

(参考)「みえ県民カビジョン 第二次行動計画」の政策体系一覧

(※)の施策について鈴鹿保健所で実績があります。

第1節「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

(政策) 1 防災・減災

- (施策) 111 災害から地域を守る人づくり
- 112 防災・減災対策を進める体制づくり (※)
- 113 治山・治水・海岸保全の推進

(政策) 2 命を守る

- (施策) 121 地域医療提供体制の確保 (※)
- 122 介護の基盤整備と人材の育成・確保(※)
- 123 がん対策の推進
- 124 こころと身体の健康対策の推進 (※)

(政策) 3 共生の福祉社会

- (施策) 131 障がい者の自立と共生 (※)
- 132 支え合いの福祉社会づくり (※)

(政策) 4 暮らしの安全を守る

- (施策) 141 犯罪に強いまちづくり
- 142 交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり
- 143 消費生活の安全の確保
- 144 薬物乱用防止と動物愛護の推進等 (※)
- 145 食の安全・安心の確保 (※)
- 146 感染症の予防と拡大防止対策の推進 (※)
- 147 獣害対策の推進

(政策) 5 環境を守る

- (施策) 151 地球温暖化対策の推進
- 152 廃棄物総合対策の推進
- 153 豊かな自然環境の保全と活用
- 154 大気・水環境の保全

第2節「創る」～人と地域の夢や希望を実感できるために～

(政策) 1 人権の尊重と多様性を認め合う社会

- (施策) 211 人権が尊重される社会づくり
- 212 あらゆる分野における女性活躍の推進
- 213 多文化共生社会づくり

(政策) 2 学びの充実

- (施策) 221 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成
- 222 人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成
- 223 健やかに生きていくための身体の育成
- 224 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進
- 225 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり
- 226 地域に開かれ信頼される学校づくり
- 227 地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実

228 文化と生涯学習の振興

(政策) 3 希望がかなう少子化対策の推進

(施策) 231 少子化対策を進めるための環境づくり

232 結婚・妊娠・出産の支援(※)

233 子育て支援と家庭・幼児教育の充実

234 児童虐待の防止と社会的養護の推進

(政策) 4 スポーツの推進

(施策) 241 競技スポーツの推進

242 地域スポーツと障がい者スポーツの推進

(政策) 5 地域の活力の向上

(施策) 251 南部地域の活性化

252 東紀州地域の活性化

253 中山間地域・農山漁村の振興

254 移住の促進

255 協創のネットワークづくり

256 市町との連携による地域活性化

第3節「拓く」～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

(政策) 1 農林水産業

(施策) 311 農林水産業のイノベーションを支える人材育成と新たな価値の創出

312 農業の振興

313 林業の振興と森林づくり

314 水産業の振興

(政策) 2 強じて多様な産業

(施策) 321 中小企業・小規模企業の振興

322 ものづくり・成長産業の振興

323 「食」の産業振興

324 地域エネルギー力の向上

325 戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進

(政策) 3 世界に開かれた三重

(施策) 331 国際展開の推進

332 観光の産業化と海外誘客の促進

333 三重の戦略的な営業活動

(政策) 4 雇用の確保と多様な働き方

(施策) 341 次代を担う若者の就労支援

342 多様な働き方の推進

(政策) 5 安心と活力を生み出す基盤

(施策) 351 道路網・港湾整備の推進

352 公共交通の確保と活用

353 安全で快適な住まいまちづくり

354 水資源の確保と土地の計画的な利用

沿革

昭和 12 年(1937 年)	4 月	法律第 42 号をもって保健所法公布
昭和 19 年(1944 年)	10 月	保健所法にもとづき三重県亀山保健所発足
昭和 21 年(1946 年)	10 月	亀山保健所神戸出張所（鈴鹿市役所内）駐在
昭和 22 年(1947 年)	5 月	県告示第 222 号亀山警察署から衛生関係事務移管
昭和 22 年(1947 年)	9 月	改正保健所法（法律第 101 号）公布
昭和 23 年(1948 年)	8 月	亀山保健所神戸出張所を三絹工業(株)内に設置
昭和 23 年(1948 年)	11 月	課制施行（庁釧第 550 号）
昭和 23 年(1948 年)	12 月	亀山保健所神戸出張所鈴鹿市神戸西萱町 986 へ移転
昭和 24 年(1949 年)	10 月	優生保護相談所併設（県告示第 587 号）
昭和 25 年(1950 年)	5 月	亀山保健所庁舎新設鈴鹿郡亀山町本町 341
昭和 26 年(1951 年)	10 月	結核予防法第 36 条の規定による指定医療機関となる
昭和 35 年(1960 年)	8 月	次長制実施（県規則第 65 号）
昭和 43 年(1968 年)	8 月	公衆衛生行政の管内事情により、保健所庁舎を鈴鹿市神戸西萱町 16 に移築 名称を三重県鈴鹿保健所に変更し、亀山市役所敷地内に亀山相談所を設置
昭和 51 年(1976 年)	4 月	機構改革に伴い環境課を新設、衛生課を衛生指導課に改称
昭和 56 年(1981 年)	9 月	住居表示の変更に伴い、住所を鈴鹿市神戸八丁目 9 番 22 号に変更
昭和 63 年(1988 年)	10 月	三重県鈴鹿庁舎の整備に伴い、鈴鹿市西条五丁目 117 へ移転
平成 4 年（1992 年）	3 月	亀山相談所を亀山市保健センター（亀山市亀田町）内に移転
平成 5 年（1993 年）	4 月	保健所の見直しに伴い、保健婦室を保健指導課に改称し、保健予防課の保健 係、予防係を統合して保健予防係とし、総務課検査係を廃止
平成 6 年（1994 年）	6 月	地域保健法制定（保健所機能の強化）
平成 9 年（1997 年）	3 月	亀山相談所を廃止
平成 9 年（1997 年）	4 月	機構改革により、保健予防課、保健指導課を廃止し、企画調整課、地域保健 課を新設
平成 10 年(1998 年)	4 月	県民局組織の改正により、三重県北勢県民局鈴鹿保健福祉部を設置（併置機 関三重県鈴鹿保健所）し、企画総務グループ、健康増進グループ、福祉保健 グループ、衛生指導グループを配置
平成 14 年(2001 年)	4 月	県民局組織改正により、三重県北勢県民局鈴鹿保健福祉部に福祉相談チーム 及び保健衛生チームを新設し、福祉相談チームに経営支援グループ、生活支 援グループ、子育て支援グループを、保健衛生チームに計画調整グループ、 健康増進グループ、衛生指導グループを配置
平成 15 年(2003 年)	4 月	県民局組織改正により、保健衛生チームの計画調整グループを廃止し、福祉 相談チームの経営支援グループを経営企画グループに変更
平成 16 年(2004 年)	4 月	県民局組織改正により、チームを廃止して室に変更
平成 17 年(2005 年)	4 月	県民局組織改正により、三重県北勢県民局鈴鹿保健福祉部に企画福祉室及び 保健衛生室を設置し、企画福祉室に企画市町村支援グループ、福祉グループ を、保健衛生室に健康増進グループ、地域保健グループ、衛生指導グループ を配置

平成 18 年(2006 年)	4 月	<p>県組織改正により部・グループを廃止し、事務所・課制となる。</p> <p>三重県鈴鹿保健福祉事務所（併置機関三重県鈴鹿保健所）に保健衛生室を設置し、企画福祉課、健康増進課、地域保健課、衛生指導課を配置</p>
平成 25 年(2013 年)	4 月	<p>県組織改正により三重県鈴鹿保健福祉事務所（併置機関三重県鈴鹿保健所）を廃止し、三重県鈴鹿保健所設置、企画福祉課を総務企画課に変更</p>

付録

主な鈴鹿保健所関係法令の制定・改正の流れ

明治 30 年(1897 年)	伝染病予防法制定
明治 33 年(1900 年)	精神病者監護法、飲食物其ノ他ノ物品取締ニ関スル法律制定
明治 40 年(1907 年)	らい予防法制定
大正 8 年(1919 年)	精神病院法、結核予防法、トラホーム予防法制定
昭和 12 年(1937 年)	(旧) 保健所法制定
昭和 21 年(1946 年)	日本国憲法公布
昭和 22 年(1947 年)	(新) 保健所法、食品衛生法、児童福祉法制定
昭和 23 年(1948 年)	予防接種法、優生保護法、医療法、性病予防法制定
昭和 24 年(1949 年)	身体障害者福祉法制定
昭和 25 年(1950 年)	精神衛生法、狂犬病予防法、生活保護法制定
昭和 26 年(1951 年)	結核予防法、社会福祉事業法制定
昭和 27 年(1952 年)	栄養改善法制定
昭和 28 年(1953 年)	(新) らい予防法制定
昭和 35 年(1960 年)	薬剤師法、薬事法制定
	精神薄弱者福祉法制定
昭和 38 年(1963 年)	老人福祉法制定
昭和 39 年(1964 年)	母子福祉法制定
昭和 40 年(1965 年)	母子保健法制定、精神衛生法改正（通院医療費公費負担、精神衛生業務が保健所業務に追加）
昭和 45 年(1970 年)	心身障害者対策法制定
昭和 48 年(1973 年)	動物の保護及び管理に関する法律制定
昭和 54 年(1979 年)	薬事法改正（新薬承認の厳格化、副作用報告、再評価等の法制化）
昭和 56 年(1981 年)	母子福祉法改正（「母子及び寡婦福祉法」に改称）
昭和 60 年(1985 年)	第 1 次医療法改正（都道府県医療計画制度の導入）
昭和 62 年(1987 年)	精神衛生法改正（「精神保健法」に改称）
平成元年(1989 年)	後天性免疫不全症候群の予防に関する法律施行
平成 4 年(1992 年)	第 2 次医療法改正（医療提供の理念規定の整備等）
平成 5 年(1993 年)	心身障害者対策法改正（「障害者基本法」に改称）
平成 6 年(1994 年)	地域保健法制定（保健所機能の強化）、関係法律整備（保健所法、母子保健法、児童福祉法、栄養改善法、医療法、薬事法、伝染病予防法、食品衛生法等の改正）
平成 7 年(1995 年)	精神保健法改正（精神障害者保健福祉手帳制度の創設、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改称）
平成 8 年(1996 年)	らい予防法廃止
	薬事法改正（治験、承認審査の充実強化）
平成 9 年(1997 年)	地域保健法全面施行
平成 9 年(1997 年)	介護保険法制定
	第 3 次医療法改正（医療提供に当たって患者への説明と理解等）
平成 10 年(1998 年)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）制定

平成 11 年(1999 年)	感染症法施行（伝染病予防法、性病予防法、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律廃止）
	精神薄弱者福祉法改正（「知的障害者福祉法」に改称）
	動物の保護及び管理に関する法律改正（「動物の愛護及び管理に関する法律」に改称）
平成 12 年(2000 年)	社会福祉事業法改正（「社会福祉法」に改称）
	第 4 次医療法改正（病床区分の見直し等）
平成 13 年(2001 年)	地域健康危機管理ガイドライン策定（厚生労働省）
平成 14 年(2002 年)	健康増進法制定
	薬事法改正（製造販売制度の導入、医療機器のリスクに応じたクラス分類制度の導入）
平成 15 年(2003 年)	食品安全基本法制定、食品衛生法改正（リスク分析手法の導入）
	感染症法改正（緊急時における感染症対策の強化、動物由来感染症の強化、感染症法の対象疾病及び疾病分類の見直し等）
平成 16 年(2004 年)	発達障害者支援法制定
平成 17 年(2005 年)	食育基本法制定
	動物の愛護及び管理に関する法律改正
	障害者自立支援法制定
	精神保健福祉法改正（通院医療は自立支援医療として障害者自立支援法へ）
平成 18 年(2006 年)	老人保健法改正（「高齢者の医療の確保に関する法律」に全面改正）
	薬事法改正（医薬品販売制度の見直し）
	精神保健福祉法改正（「精神病院」を「精神科病院」に改める）
	結核予防法の廃止。感染症法（基本理念、責務規定の見直し、感染症の種類の見直し等）、予防接種法改正
平成 19 年(2007 年)	第 5 次医療法改正（患者等への医療に関する情報提供の推進等）
平成 20 年(2008 年)	感染症法改正（感染症の類型の新設、新型インフルエンザ等感染症に対する措置等）
平成 23 年(2011 年)	母子保健法改正
平成 24 年(2012 年)	新型インフルエンザ等対策特別措置法制定
平成 25 年(2013 年)	障害者自立支援法を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」とし施行
	精神保健福祉法改正（保護者制度の廃止、医療保護入院の見直し等）
	動物の保護及び管理に関する法律改正
平成 26 年(2014 年)	難病の患者に対する医療等に関する法律の制定
	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律の制定
	薬事法改正（「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改称）
	感染症法改正（中東呼吸器症候群の二類感染症への追加、感染症に関する情報の収集に関する規定の整備、一類・二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者からの検体の採取等の制度の創設等）
平成 27 年(2015 年)	食品表示法施行
	児童福祉法の一部を改正する法律の施行（新たな公平かつ安定的な小児慢性特定疾病医療費助成制度の確立等）
	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行

平成 30 年(2018 年)	食品衛生法改正（H A C C P 制度化、営業許可業種見直し、届出制度創設等） （2020 年施行予定）
平成 31 年(2019 年)	動物の愛護及び管理に関する法律改正

編集担当：総務企画課

保健所年報

令和元年 11 月発行
三重県鈴鹿保健所

〒513-0809 鈴鹿市西条 5 丁目 117
電話 (059)382-8671 (代表)
FAX (059)382-7958